



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第 24 号

平成28年 3月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

9 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（基幹病院整備室）

訓 令

- 1 新潟県職員服務規程の一部改正（人事課）
- 2 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正（人事課）

告 示

- 367 保安林の指定予定（治山課）
- 368 保安林の指定解除（治山課）
- 369 保安林の指定解除予定（治山課）
- 370 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 371 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 372 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 373 換地処分（農地整備課）
- 374 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 375 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 376 公共測量の終了通知（監理課）
- 377 公共測量の終了通知（監理課）
- 378 新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（用地・土地利用課）
- 379 海岸保全区域の変更（河川管理課）
- 380 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 381 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 382 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 383 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 384 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 385 港湾計画の変更（港湾整備課）
- 386 港湾計画の変更（港湾整備課）

公 告

- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更（水産課）

病院局管理規程

1 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

企業局管理規程

- 1 新潟県工業用水道条例施行規則の一部を改正する規程（企業局施設課）
- 2 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

選挙管理委員会告示

- 12 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

人事委員会規則

- 1-13 新潟県人事委員会規則の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 2-111 新潟県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 5-63 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 8-90 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 8-91 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 11-14 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 18-3 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 20-1 職員の退職管理に関する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会訓令

- 1 新潟県人事委員会事務局事務決裁規程の一部改正（人事委員会事務局総務課）

人事委員会告示

- 1 不利益処分についての不服申立ての手續に必要な書面の様式を定める告示の一部改正（人事委員会事務局総務課）

監査委員公表

住民監査請求に係る監査結果公表（監査委員事務局）

教育委員会告示

- 6 新潟県文化財の指定（文化行政課）

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 まき餌釣りの制限（佐渡海区漁業調整委員会）
- 2 底建網漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）

公安委員会規則

- 2 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）
- 3 新潟県公安委員会審査請求手續規則（警務課）
- 4 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（警務課）
- 5 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）
- 6 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

正 誤

- 平成28年1月26日付け県報第7号告示第127号中（砂防課）
平成28年1月26日付け県報第7号告示第128号中（砂防課）

規 則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第9号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 1～31 （略） 32 薬価基準未収載薬剤料 (1) <u>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養</u> （平成18年9月厚生労働省告示第495号）第1条第4号に該当する場合 医薬品の購入価格（その価格に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） (2) （略） 33～43 （略） 備考 （略）	別表（第2条関係） 1～31 （略） 32 薬価基準未収載薬剤料 (1) <u>厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養</u> （平成18年9月厚生労働省告示第495号）第1条第4号に該当する場合 医薬品の購入価格（その価格に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） (2) （略） 33～43 （略） 備考 （略）

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

訓 令

本 庁
地 域 機 関

◎新潟県訓令第1号

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>営利企業</u>への従事等)</p> <p>第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する<u>営利企業</u>への従事等しようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ所属長を経由して<u>営利企業従事等許可申請（消防団員兼職請求）書</u>（別記第13号様式）を提出し、知事の許可又は認めを受けなければならない。</p> <p>第13号様式（第14条関係） （略） <u>営利企業従事等許可申請（消防団員兼職請求）書</u> 下記のとおり<u>営利企業従事等許可申請（消防団員兼職請求）</u>がありましたので許可（認めて）くださるよう副申します。 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新潟県職員服務規程第14条の規定により<u>営利企業従事等許可</u>（消防団員兼職）を申請（請求）します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> </div> <p>（略） （略）</p>	<p>(<u>営利企業等</u>の従事等)</p> <p>第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する<u>営利企業等</u>に従事しようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ所属長を経由して<u>営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）書</u>（別記第13号様式）を提出し、知事の許可又は認めを受けなければならない。</p> <p>第13号様式（第14条関係） （略） <u>営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）書</u> 下記のとおり<u>営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）</u>がありましたので許可（認めて）くださるよう副申します。 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新潟県職員服務規程第14条の規定により<u>営利企業等従事許可</u>（消防団員兼職）を申請（請求）します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> </div> <p>（略） （略）</p>

◎新潟県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間(以下「特定勤務時間」という。)又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間(以下「特定勤務時間」という。)又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</p> <p>2～4 (略)</p>

告 示

◎新潟県告示第367号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市安塚区安塚字高沢山1の1、2の1、2の2、2の6から2の11まで、2の13、2の丑、3、4の1、4の3、5の1、5の2、6の1、6の3、6の6、6の8、6の丑から6の卯まで、7、7の子、字雇沢31の1、31の2、32、33の1、34の1、39、53の1、59の2、60の1、60の4、61の1、61の2、62の1、牧野字峠360の1、360の3、361、362、字布付場440、444、445の1、447の1、454の1、456の1、456の2、457の1、457の2

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県村上市大須戸字上沢865の子6・865の丑5・865の卯6・865の辰5・865の辰6・865の巳5・865の巳6・865の未6・865の未9・865の酉4・865の亥4（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、865の子5、865の寅5、865の卯5、865の午6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第369号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年3月25日

新潟県上越地域振興局長

- 1 解除予定森林の所在場所
新潟県上越市名立区名立小泊字船屋敷705の3・字ナメトコ734の1・774（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
電気通信設備用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に据え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営末沢地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間
平成28年3月28日から平成28年4月22日まで
 - 3 縦覧に供する場所
-

上越市役所、上越市三和区総合事務所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営大和沢地区区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人育成型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年3月28日から平成28年4月22日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営福島地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年3月28日から平成28年4月22日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長岡市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業保内地区に係る換地処分をした。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成28年 3 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
今泉地区	区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業	魚沼市	平成 28 年 1 月 28 日

◎新潟県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成28年 3 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
長松地区	区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業	魚沼市	平成 28 年 2 月 22 日

◎新潟県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 3 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 外丸地区（全換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成27年 8 月24日から平成28年 1 月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字外丸 地内

◎新潟県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 3 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 清津里山地区（七川換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成27年 9 月14日から平成28年 2 月26日まで
- 3 作業地域 十日町市如来寺 ほか 地内

◎新潟県告示第378号

新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和48年 4 月17日新潟県告示第562号）の一部を次のように改正し、平成28年 4 月 1 日から実施する。

平成28年 3 月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第7条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模開発行為については、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1</u>	(適用除外) 第7条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模開発行為については、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1</u>

<p>項第16号に規定する電気事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物を設置するため行う大規模開発行為 (9)～(10) (略)</p>	<p>項第9号に規定する電気事業の用に供する同項第16号に規定する電気工作物を設置するため行う大規模開発行為 (9)～(10) (略)</p>
--	---

◎新潟県告示第379号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（昭和57年6月29日新潟県告示第1858号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 海岸名 神林海岸 塩谷地区海岸

2 指定区域

地点0～21を順次に結んだ線、地点21と21'を結んだ線、地点21'～0'を順次に結んだ線及び地点0'と0を結んだ線に囲まれた区域

3 指定年月日 平成28年3月25日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
0	村上市塩谷字新町1324番1	No. 0	No. 0'	No. 0	296-00-00	255.00
1	〃 字新町1324番1	No. 1	No. 1'	No. 1	296-00-00	228.00
2	〃 字新町1324番1	No. 2	No. 2'	No. 2	296-00-00	205.00
3	〃 字新町1324番1	No. 3	No. 3'	No. 3	296-00-00	200.00
4	〃 字新町1324番1	No. 4	No. 4'	No. 4	296-00-00	240.00
5	〃 字新町1324番1	No. 5	No. 5'	No. 5	296-00-00	247.00
6	〃 字新町1324番1	No. 6	No. 6'	No. 6	300-00-00	251.00
7	〃 字新町1324番1	No. 7	No. 7'	No. 7	300-00-00	261.00
8	〃 字新町1324番1	No. 8	No. 8'	No. 8	300-00-00	243.00
9	〃 字新町1324番1	No. 9	No. 9'	No. 9	300-00-00	241.00
10	〃 字新町1324番1	No. 10	No. 10'	No. 10	300-00-00	237.00
11	〃 字新町1324番1	No. 11	No. 11'	No. 11	300-00-00	261.00
12	〃 字新町1324番1	No. 12	No. 12'	No. 12	300-00-00	260.00
13	〃 字新町1324番1	No. 13	No. 13'	No. 13	300-00-00	256.00
14	〃 字新町1324番1	No. 14	No. 14'	No. 14	300-00-00	250.00
15	〃 字海辺1325番27	No. 15	No. 15'	No. 15	300-00-00	253.00
16	〃 字海辺1325番27	No. 16	No. 16'	No. 16	300-00-00	240.00
17	〃 字海辺1325番27	No. 17	No. 17'	No. 17	300-00-00	265.00
18	〃 字海辺1325番27	No. 18	No. 18'	No. 18	300-00-00	269.00
19	〃 字海辺1325番27	No. 19	No. 19'	No. 19	300-00-00	272.00
20	〃 字海辺1325番27	No. 20	No. 20'	No. 20	300-00-00	275.00
21	〃 字海辺1325番27	No. 21	No. 21'	No. 21	304-05-00	133.00
指 定 延 長				2,471.221m		

◎新潟県告示第380号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 区域の名称

神明町（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱11号と12号又標柱12号と1号を平成25年新潟県告示921号で指定した神明町急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域
加茂市

大字神明町字二丁目

3176番103 1号

3176番82 2号

大字上条字開ノ前

3176番78 3号

3176番56 4号及び5号

大字上条南山沢

4342番2 6号

4343番4 7号及び8号

大字上条字開ノ前

3176番41 9号

3176番62 10号

3176番75 11号

大字神明町字二丁目

3176番103 12号

◎新潟県告示第381号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

五十公野急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱18号と1号を結んだ線に囲まれた区域

新発田市

大字五十公野字五十公野山

4685番36 1号

4685番48 2号から11号

4684番1 12号及び13号

4685番48 14号から16号

4681番3 17号

4685番57 18号

◎新潟県告示第382号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

七軒町急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と1号を結んだ線に囲まれた区域

新発田市

大字五十公野字五十公野山

5888番 1号

5886番 2号

大字五十公野字七軒町

5025番丙 3号及び4号

大字五十公野字五十公野山

5864番 5号

5873番 6号

大字五十公野字岩崎

5071番2 7号及び8号

5071番2地先水路 9号及び10号

5071番1地先水路 11号及び12号

5066番2地先水路 13号

大字五十公野字五十公野山

5887番地先水路 14号

5888番地先水路 15号

5888番 16号

◎新潟県告示第383号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
加茂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 加茂都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・2号若宮公園
- 3 事業施行期間
平成10年1月9日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第384号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
長岡市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 長岡都市計画公園事業
 - (2) 名称 6・5・3号長岡ニュータウン運動公園
 - 3 事業施行期間
平成21年3月24日から平成36年3月31日まで
-

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第385号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、両津港港湾計画を次のとおり変更した。

平成28年 3月25日

両津港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 港湾計画の変更年月日

平成28年 1月21日

2 港湾計画の変更の概要

(1) フェリーふ頭計画

地区名	施設	能力
湊地区	岸壁 埠頭用地	水深7.5m 1バース 延長188m 面積6ha

(2) 水域施設計画

地区名	施設	能力
湊地区	泊地	水深7.5m 面積1ha

(3) 外郭施設計画

ア 防波堤

地区名	能力
北防波堤	延長1,344m
南防波堤	延長140m

(4) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
夷地区	航路・泊地 泊地 泊地 岸壁 岸壁 小型栈橋 埠頭用地	水深5.5m 水深5.5m 水深4.5m 水深5.5m 延長90m 水深4.5m 延長272m 1基 面積1ha
湊地区	泊地 泊地 岸壁 岸壁 物揚場	水深5.5m 面積1ha 水深4.0m 水深5.5m 延長180m 水深5.5m 延長90m 水深4.0m 延長100m

(5) 臨港交通施設計画

地区名	施設	能力
夷地区	臨港道路夷地区船だまり線	起点 北ふ頭 終点 臨港道路夷線（区間B）

(6) 港湾環境整備施設計画

地区名	施設	能力
夷地区	緑地	面積2ha

(7) 土地利用計画

地区名	施設	能力
-----	----	----

夷地区	ふ頭用地 港湾関連用地 交流厚生用地 都市機能用地 交通機能用地 緑地	面積1ha 面積1ha 面積1ha 面積1ha 面積1ha 面積2ha
湊地区	ふ頭用地 港湾関連用地 都市機能用地 交通機能用地 危険物取扱施設用地 緑地	面積11ha 面積1ha 面積1ha 面積2ha 面積1ha 面積4ha

(8) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設	能力
湊地区	北防波堤 第2北防波堤 南航路 航路・泊地 岸壁 岸壁 臨港道路湊線	延長1,344m 延長120m 水深7.5m 幅員150m 水深7.5m 水深7.5m 1バース 延長193m 水深7.5m 1バース 延長188m 起点 中央ふ頭 終点 主要地方道両津・真野・赤泊線
夷地区	臨港道路夷線 (A区間) 臨港道路夷線 (B区間)	起点 南ふ頭 終点 中央ふ頭 起点 中央ふ頭 終点 佐渡市幹線2号線

(9) 大規模地震対策施設

地区名	施設	能力
湊地区	岸壁 岸壁 緑地 臨港道路湊線	水深7.5m 1バース 延長193m 水深7.5m 1バース 延長188m 面積2ha 起点 中央ふ頭 終点 主要地方道 両津・真野・赤泊線
夷地区	臨港道路夷線 (A区間) 臨港道路夷線 (B区間)	起点 南ふ頭 終点 中央ふ頭 起点 中央ふ頭 終点 佐渡市幹線2号線

3 関係図書の縦覧の場所

- 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県交通政策局港湾整備課
- 佐渡市両津湊198番地 佐渡市役所両津支所3階
新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎

◎新潟県告示第386号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、小木港港湾計画を次のとおり変更した。
平成28年3月25日

小木港港湾管理者
新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 港湾計画の変更年月日

平成28年1月21日

2 港湾計画の変更の概要

(1) フェリーふ頭計画

地区名	施設	能力
北地区	岸壁	水深7.5m 1バース 延長200m
	岸壁	水深7.5~8.0m 1バース 延長200~240m
	埠頭用地	面積7ha

(2) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
南地区(1)	ふ頭用地	面積1ha

地区名	施設	能力
南地区(2)	防波堤(波除)	延長100m
	ふ頭用地	面積1ha

(3) 臨港交通施設計画

地区名	施設	能力
南地区	臨港道路南ふ頭線	起点 臨港道路小木1号線(C区間)
		終点 南地区(1)

(4) 港湾環境整備施設計画

地区名	施設	能力
南地区	緑地	面積2ha

(5) 土地利用計画

地区名	施設	能力
南地区	埠頭用地	面積2ha
	都市機能用地	面積1ha
	交通機能用地	面積1ha
	緑地	面積2ha

(6) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設	能力
北地区	東防波堤	延長695m
	第二東防波堤	延長400m
	小木航路	水深7.5~8m 幅員210~250m
	航路・泊地	水深7.5m 水深7.5~8m 面積5~7ha
	岸壁	水深7.5m 1バース 延長200m
	岸壁	水深7.5~8m 1バース 延長200~240m
	臨港道路小木1号線	起点 中央ふ頭緑地 終点 国道350号
	臨港道路小木4号線	起点 北ふ頭3号岸壁 終点 臨港道路小木1号線
	臨港道路小木5号線	起点 北ふ頭地区緑地 終点 臨港道路小木4号線
南地区	南防波堤	延長610m

(7) 大規模地震対策施設

地区名	施設	能力
北地区	岸壁	水深7.5m 1バース 延長200m
	臨港道路小木4号線	起点 北ふ頭3号岸壁 終点 臨港道路小木1号線
	臨港道路小木1号線	起点 中央ふ頭緑地 終点 国道350号

- 3 関係図書の縦覧の場所
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県交通政策局港湾整備課
佐渡市両津湊198番地 佐渡市役所両津支所3階
新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎

公 告

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、立川メディカルセンター労働組合中央執行委員長洪谷明から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間
平成28年3月26日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
立川メディカルセンター労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青山信愛会職員労働組合中央執行委員長小林裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間
平成28年3月26日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
青山信愛会職員労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、南浜病院労働組合執行委員長中川甚一郎から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間
平成28年3月26日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
南浜病院労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、恵松会職員労働組合執行委員長相田拓也から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間
平成28年3月27日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
恵松会職員労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青松会職員労働組合執行委員長渡辺晃行から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
労働条件に関する要求
- 2 期 間
平成28年3月28日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
医療法人青松会松浜病院の従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、桑名病院労働組合執行委員長金内幸彦から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間
平成28年3月31日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
桑名病院労働組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟中央病院千歳園職員組合執行委員長青木功から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間
平成28年3月31日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

新潟中央病院千歳園職員組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、健進会職員労働組合執行委員長阿部由美から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成28年 3月31日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

健進会職員労働組合員の所属する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、西蒲中央病院職員労働組合執行委員長山口智誉から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成28年 4月 1日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

西蒲中央病院職員労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業の平成25年の海面漁業生産量は3.0万トン、生産額は109億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体（平成25年）となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、概ね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- (4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成27年4月から平成28年3月	—
まあじ	平成27年1月から平成27年12月	若干
まいわし	平成27年1月から平成27年12月	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月	若干
するめいか	平成27年4月から平成28年3月	若干
ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月	450トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月から平成29年3月	—
まあじ	平成28年1月から平成28年12月	若干
まいわし	平成28年1月から平成28年12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月	(注)
するめいか	平成28年4月から平成29年3月	若干
ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月	(注)

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(注) まさば及びごまさば並びにずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる採捕の種類については、「若干」とすることとした。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量	
		平成27年	平成28年
ずわいがに	ずわいがにかご漁業	22トン	(注)
	小型機船底びき網漁業	223トン	(注)

	刺し網漁業	187トン	(注)
	その他のかご漁業等	18トン	(注)

(注) 平成28年の数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。更に、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのカニの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成28年9月1日から平成28年10月31日まで	1,843

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成28年9月1日から平成28年10月31日まで	1,843

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程(昭和39年新潟県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 <u>非紹介患者等負担額</u></p> <p>(1) <u>初診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>十日町病院</u> 1,260円</p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>がんセンター新潟病院、新発田病院</u> 2,250円</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>中央病院</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) <u>医科</u> 5,400円</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) <u>歯科</u> 3,240円</p> <p>(2) <u>再診時</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>中央病院</u></p> <p style="padding-left: 40px;">ア <u>医科</u> 2,700円</p> <p style="padding-left: 40px;">イ <u>歯科</u> 1,620円</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>洗たく料</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、次に掲げる者の洗たく料は、1月につき20枚までを免除する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～カ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">キ <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する医療支援給付を受けている者</u></p> <p>10 <u>健康診断料</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>短期人間ドック料</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>通院1日コース</u> 1人につき 43,200円 (HCV抗体検査を行う場合は、<u>1,200円</u>を加算する。)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ (略)</p> <p>11～23 (略)</p> <p>24 <u>歯科料金</u></p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>インプラント料金</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア～ナ (略)</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 <u>非紹介患者初診時負担額</u></p> <p>(1) <u>十日町病院</u> <u>1,260円</u></p> <p>(2) <u>中央病院、がんセンター新潟病院、新発田病院</u> <u>2,250円</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>洗たく料</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、次に掲げる者の洗たく料は、1月につき20枚までを免除する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～カ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">キ <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する医療支援給付を受けている者</u></p> <p>10 <u>健康診断料</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>短期人間ドック料</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>通院1日コース</u> 1人につき 43,200円 (HCV抗体検査を行う場合は、<u>1,220円</u>を加算する。)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ (略)</p> <p>11～23 (略)</p> <p>24 <u>歯科料金</u></p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>インプラント料金</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア～ナ (略)</p>

<p>ニ スクリューオンデンチャー 864,000円+21,600円×インプラント本数 (金属料金は864,000円に含まれる) ヌ〜フ (略) (17) (略) 25〜32 (略) 33 薬価基準未収載薬材料 (1) <u>厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第4号に該当する場合</u> 薬品の購入価格(その価格に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。) (2) (略) 34 (略) 35 H L A検査料 (1) (略) (2) <u>その他の場合(次に掲げる検査に限る。)</u> ア HLA-A, B (血清対応型タイピング) イ HLA-DR (血清対応型タイピング) ウ HLA-A (DNAタイピング) エ HLA-B (DNAタイピング) オ HLA-C (DNAタイピング) カ HLA-DPB 1 (DNAタイピング) キ HLA-DRB 1 (DNAタイピング) ク HLA-DQA 1 (DNAタイピング) ケ HLA-DQB 1 (DNAタイピング) <u>1件につき 病院における検査委託金額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</u> 36〜39 (略) 40 H B V分子系統解析検査料 <u>1件につき 260円に病院における検査委託金額を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</u></p>	<p>ニ スクリューオンデンチャー 864,000円+21,600円±インプラント本数 (金属料金は864,000円に含まれる) ヌ〜フ (略) (17) (略) 25〜32 (略) 33 薬価基準未収載薬材料 (1) <u>厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号。以下「告示第495号」という。)</u>第1条第4号に該当する場合 薬品の購入価格(その価格に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。) (2) (略) 34 (略) 35 H L A検査料 (1) (略) (2) その他 ア HLA-A, B (血清対応型タイピング) <u>1件につき 13,610円</u> イ HLA-DR (血清対応型タイピング) <u>1件につき 13,610円</u> ウ HLA-A (DNAタイピング) <u>1件につき 29,160円</u> エ HLA-B (DNAタイピング) <u>1件につき 29,160円</u> オ HLA-C (DNAタイピング) <u>1件につき 29,160円</u> カ HLA-DPB 1 (DNAタイピング) <u>1件につき 23,760円</u> キ HLA-DRB 1 (DNAタイピング) <u>1件につき 29,160円</u> ク HLA-DQA 1 (DNAタイピング) <u>1件につき 14,580円</u> ケ HLA-DQB 1 (DNAタイピング) <u>1件につき 22,680円</u> 36〜39 (略) 40 H B V分子系統解析検査料 <u>24,510円</u></p>
---	---

<p>41 HBVサブジェノタイプ判定検査料 <u>1件につき 260円に病院における検査委託金額を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）</u></p> <p>42 ペプシノゲン検査 <u>1件につき 2,200円に病院における検査委託金額を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）</u></p> <p>43 オンコタイプDX検査 <u>1件につき 9,040円に病院における検査委託金額を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）</u></p> <p>44 アミノインデックス検査（次に掲げる検査に限る。） (1) 男性4種 (2) 女性5種 (3) 女性2種 <u>1件につき 2,200円に病院における検査委託金額を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）</u></p> <p>45 遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査 (1) 検査料（次に掲げる検査に限る。） ア HBOCスクリーニング イ BRCA MLPA ウ クイックHBOC エ HBOCシングルサイト <u>1件につき 病院における検査委託金額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）</u> (2) (略)</p> <p>備考 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,250円</td> <td style="text-align: right;">2,140円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">5,400円</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,240円</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,700円</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,620円</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	(略)					2,250円	2,140円			5,400円	5,000円			3,240円	3,000円			2,700円	2,500円			1,620円	1,500円		(略)			<p>41 HBVサブジェノタイプ判定検査料 <u>16,410円</u></p> <p>42 ペプシノゲン検査 <u>4,300円</u></p> <p>43 オンコタイプDX検査 <u>441,040円</u></p> <p>44 アミノインデックス検査 (1) 男性4種 <u>18,340円</u> (2) 女性5種 <u>18,340円</u> (3) 女性2種 <u>8,620円</u></p> <p>45 遺伝子性乳がん・卵巣がん遺伝子検査 (1) 検査料 ア HBOCスクリーニング <u>207,340円</u> イ BRCA MLPA <u>32,400円</u> ウ クイックHBOC <u>272,140円</u> エ HBOCシングルサイト <u>34,540円</u> (2) (略)</p> <p>備考 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,250円</td> <td style="text-align: right;">2,140円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	(略)					2,250円	2,140円						(略)		
1	(略)																																												
		2,250円	2,140円																																										
		5,400円	5,000円																																										
		3,240円	3,000円																																										
		2,700円	2,500円																																										
		1,620円	1,500円																																										
	(略)																																												
1	(略)																																												
		2,250円	2,140円																																										
	(略)																																												

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規程は、平成28年4月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、什器（ブラインド等）について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年3月25日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
什器（ブラインド等） 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年4月22日（金）
- (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線506
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成28年3月30日（水）午前12時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年3月31日（木）午後2時00分
新潟県立十日町病院 2階 会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県工業用水道条例施行規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県工業用水道条例施行規則の一部を改正する規程

新潟県工業用水道条例施行規則（昭和61年新潟県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式、第11号様式、第14号様式、第20号様式及び第22号様式を次のように改める。

第 3 号 様 式 (第 6 条 関 係)

工 業 用 水 給 水 承 認 書

番 号
年 月 日

様

新潟県企業局長



年 月 日 付けで申し込みの工業用水の給水について、次のとおり承認します。

工 場 名	
基 本 使 用 水 量	m ³ /日
給 水 開 始 年 月 日	年 月 日
備 考	

第 4 号 様 式 (第 6 条 関 係)

工 業 用 水 給 水 変 更 承 認 書

番 号
年 月 日

様

新潟県企業局長



年 月 日付けで申し込みの工業用水の給水変更について、次のとおり承認します。

工 場 名	
変更後の基本使用水量	m ³ /日
変更前の基本使用水量	m ³ /日
変更後の基本使用水量 の 給 水 開 始 年 月 日	年 月 日
備 考	

第 6 号様式 (第 6 条関係)

特 定 使 用 水 量 給 水 承 認 書

番 号
年 月 日

様

新潟県企業局長
(事業所長)



年 月 日付けで申し込みの特定使用水量について、次のとおり給水することを承認します。

工 場 名	
特 定 使 用 水 量	m ³ /日
給 水 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
備 考	

第 8 号様式 (第 6 条関係)

給 水 施 設 工 事 承 認 書

番 号
年 月 日

様

新潟県企業局長



年 月 日付けで申請の給水施設工事について、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 工事完成期限 年 月 日
- 2 -----
- 3 -----

第11号様式 (第6条関係)

量水器型式等承認書

番 号
年 月 日

様

新潟県企業局長
(事業所長)



年 月 日付で申請の量水器の型式等について、次のとおり承認します。

工 場 名	
設 置 場 所	
製 作 会 社 名	
型 式 ・ 規 格	
備 考	

第14号様式（第 6 条関係）

量 水 器 検 査 済 通 知 書

番 号
年 月 日

様

新潟県企業局長
（事業所長）



年 月 日付で届出（請求）の量水器の検査結果について、次のとおり通知します。

工 場 名	
設 置 場 所	
検 査 年 月 日	年 月 日
判 定	
備 考	

第20号様式 (第6条関係)

消 火 せ ん 使 用 許 可 書

番 号
年 月 日

様

新潟県企業局長
(事業所長)



年 月 日付で申請の消火せんの使用について、下記の条件を付して許可
します。

記

1 使 用 日 時

年 月 日 時 分から 時 分まで

2 -----

3 -----

第22号様式（第6条関係）

区分	会社名	使用水量	水道使用料			料金減免事項等	貴社の工業用水使用料は、左記のとおりです。	
			内 訳	料金	消費税			合計
使用水量	様	m ³	基本料金 円 円 × m ³ × 日 =	円	円	円		
決定通知書		うち認定した期間及び水量 日 時から 日 時まで m ³	特定料金 円 × m ³ × 日 =					
年 月分		うち超過使用水量 m ³	超過料金 円 × m ³ × 日 =					
月 日			減免額 (△) 円					
～ 月 日		承認水量	基本使用水量 m ³					
			特定使用水量 m ³					

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日
新潟県企業局長

新潟県企業局管理規程第 2 号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月25日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程 (昭和61年新潟県企業局管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(主任技術者の選任) 第 5 条 (略) 2 (略) (1) 電気主任技術者			(主任技術者の選任) 第 5 条 (略) 2 (略) (1) 電気主任技術者		
事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者	事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者
水力発電所、太陽電池発電所、需要設備並びに送電線路及び配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場	施設課	施設課長 (現に選任される者を本条において「統括主任技術者」という。)	水力発電所、太陽電池発電所、需要設備並びに送電線路及び配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場	施設課	施設課長 (現に選任される者を本条において「統括主任技術者」という。)
(略)			太陽電池発電所の設置の工事のための事業場		
(略)			(略)		
(2) ダム水路主任技術者 (略)			(2) ダム水路主任技術者 (略)		

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第12条関係)

巡視、点検及び検査の基準

設備別	巡 視		点 検 (検査を含む)				備 考
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻 度		
水 力 発 電 機 備	水力設備	1回/月	ダ ム	外 観 点 検 漏水測定 揚圧力測定 予備動力作 動点検 貯 水 池 調整池 外 観 点 検 堆砂状況	重力ダム 総容量100 万㎡以上で高 さ15m以上 のダムを有す るもの 上記以外で設 備保安上必要 なもの	1回/年 ※1 2回/月 ※2 1回/3月※3 1回/月 1回/年 ※1 1回/年	※1 については、地質・地形・点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。 この場合において、点検頻度減少の限度は規定しない。 ※2 については、次のとおりとする。 (1) 最初の満水の日から起算して1年を経過しないダムにあっては1回/日とする。 (2) 最初の満水の日から起算して1年を経過し、3年未満のダムにあっては1回/週以上とする。 ※3 については、測定結果により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、頻度を減少又は測定を省略することができる。 ※4 については、測定結果等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して測定頻度を減少させることができる。 この場合において、測定頻度減少の限度は規定しない。
	電気・機械 設備	有人 1回/日 無人 2回/月 ※5	水 発 電 機 主要変圧器 主要遮断器	外 部 点 検 測 定 試 験 内 部 点 検 外 部 点 検 外 部 点 検 測 定 試 験 内 部 点 検		1回/3年 1回/3年 1回/12年※6 1回/3年 1回/3年※7 1回/3年※8 1回/6年※8	※5 については、巡視にかわる監視装置が設置されている発電所、無保守を前提とした小水力発電所で万一電気工作物の損傷が発生しても第三者に影響を与える恐れのない発電所等、特に指定する箇所の場合は、別に定める。 ※6 については、水質条件・材質・運転形態等により、発電所個々に定期に行うものとし、別に定める。 ※7 については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 ※8 については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
送 電 機 備	送電設備	2回/年※9	支持物、電線 碍 子 ケーブル 終端部 管 マンホール	外 観 点 検 不負懸垂碍 子検出 外 観 点 検 内 部 点 検	鉄塔	1回/10年 1回/15年 1回/6年 1回/6年※10	※9 については、次のとおりとする。 (1) 電線路の経過地の状況変化が著しく、電線路に支障を及ぼす恐れのある区間で特に指定する箇所については1回以上/月とする。ただし、豪雪地の積雪期間等においては、経過地の状況を考慮して、この巡視頻度を1回/3月を限度に減少させることができる。 (2) 台風、地震等の自然現象により電線路の異変が予想される場合については、必要の都度巡視を実施する。また、営業、釣り場等により、電線路に異常発生が予測される区間および時期については、現場実態に合わせ計画を立て、巡視を実施する。 (3) 地中送電線路の巡視については地上巡視とする。 ※10については、地上からの巡視・点検のみでは確認できないマンホール・暗きよの内部で行う点検をい、収容ケーブルの外観点検を含む。
配 電 機 備	配電設備	1回/年	主 要 機 器 電 路 接 地 装 置	外 部 点 検 測 定 試 験 測 定 試 験 測 定 試 験		1回/2年 1回/4年 1回/2年 1回/5年	B種接地抵抗
電 力 用 保 安 通 信 機 備	電力用保安 通信設備	1回/年	通 信 線 路 及 び 無 線 電 波 送 装 置	測 定 試 験		1回/3年	
需 要 機 備	需要設備	1回/月 ※11	主 要 機 器 電 路	外 部 点 検 測 定 試 験 測 定 試 験		1回/2年 1回/4年 1回/2年	※11については、電路、低圧機器の場合は1回/2年とする。 (ダム管理所の電気設備に準用する。)
太 陽 電 池 発 電 機 備	太陽電池設 備	1回/月	太陽電池	外 部 点 検 測 定 試 験		1回/2年 1回/4年	
	電気設備	1回/月	逆変換装置	外 部 点 検 測 定 試 験		1回/2年 1回/4年	

注1 巡視とは、電気工作物の異常を発見するため、目視など巡視者の主として五感によって設備の外観、計器表示などを見回り、運転支障を伴わない軽微な手入れを行うことをいう。

2 外観点検とは、ダム、貯水池・調整池、屋外鉄構、送電設備、配電設備及び電力用保安通信設備について、周辺の状況を含め、機能維持のため外部から目視等により当該設備の状態確認を行う点検をいう。

3 外部点検とは、設備の機能維持のために外部から状態確認を行う点検及び検査をいう。ただし、水車については、放水して設備の点検及び検査を行うことをいう。

4 内部点検とは、設備の機能回復又は機能維持を目的として、精密に内部の点検を行い、損傷、摩滅、その他異常部分の取替え、補修を行い、併せて詳細な検査、試験等を行うことをいう。

5 測定試験とは、設備の機能維持のため、測定器具を使用し、設備の性能、異常部分等の測定試験を行うことをいう。

6 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視等の頻度を変えることができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成27年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第77号の一部を次のとおり改める。

平成28年3月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成28年3月3日

政治団体の名称 自由民主党新潟県建設産業支部

（報告年月日平成27年3月27日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	15,927,186 円	16,575,886 円
本年收入額	15,898,700 円	16,547,400 円
2 支出総額	13,285,481 円	13,285,535 円
3 本年收入の内訳		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	250,000 円	898,700 円
自由民主党新潟県支部連合会	250,000 円	898,700 円
4 支出の内訳		
政治活動費	13,272,402 円	13,272,456 円
組織活動費	702,402 円	702,456 円

人事委員会規則

新潟県人事委員会規則の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第1-13号

新潟県人事委員会規則の基準に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会規則の基準に関する規則（規則第1-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表1		別表1	
規則番号	事 項	規則番号	事 項
(略)	(略)	(略)	(略)
第20-0号 <u>〃</u>	<u>退職管理</u>		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第2-111号

新潟県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局組織規則（規則第2-42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第3条 総務課において、次の事務を分掌する。 (1)～(8) (略) (9) <u>削除</u> (10)～(16) (略) (17) 職員に対する不利益処分の <u>審査請求</u> の審査に関する事項 (18)～(23) (略)	(分掌事務) 第3条 総務課において、次の事務を分掌する。 (1)～(8) (略) (9) <u>職階制の計画及び実施に関する事項</u> (10)～(16) (略) (17) 職員に対する不利益処分の <u>不服申立て</u> の審査に関する事項 (18)～(23) (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第5-63号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示及び削除条、項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示及び追加条、項及び号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 任用の一般的基準（第3条）</p> <p>第3章 試験（第4条-第9条）</p> <p>第4章 <u>採用候補者名簿及びこれによる採用の方法</u>（第10条-第27条）</p> <p>第5章 選考（第28条-第35条）</p> <p>第6章 <u>条件付採用及び臨時的任用</u>（第36条-第38条）</p> <p>第7章 補則（第39条-第41条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、法第8条第3項、第17条第2項、<u>第17条の2第1項及び第3項</u>、第19条第1項、第21条第5項、<u>第21条の2第3項</u>、<u>第21条の4第1項</u>、第22条第1項及び第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第35条その他の法令の規定に基づき、一般職に属するすべての職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者の任用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>標準職務遂行能力</u> <u>職制上の段階の標準的な職</u>（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 任用の一般的基準（第3条）</p> <p>第3章 試験（第4条-第9条）</p> <p>第4章 <u>任用候補者名簿及びこれによる任用の方法</u>（第10条-第27条）</p> <p>第5章 選考（第28条-第35条）</p> <p>第6章 <u>条件付採用及び臨時的任用</u>（第36条-第38条）</p> <p>第7章 補則（第39条-第41条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、法第8条第3項、第17条第2項、<u>第3項及び第5項</u>、第18条第2項、第19条第1項、第21条第5項、第22条第1項及び第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第35条その他の法令の規定に基づき、一般職に属するすべての職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者の任用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

(9) 人事評価 任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。

(任用の一般的基準)

第3条 法第17条第2項の規定に基づく任用の一般的基準は次のとおりとする。

(1) 職員（法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）の採用、昇任及び転任は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行うものとする。

(2)～(5) (略)

(試験の種類)

第4条 採用のための競争試験（以下「試験」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(試験の目的及び方法)

第5条 試験は、受験者が当該試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することを目的とする。

2 試験は、筆記試験及び次の各号に掲げるもののうち試験の種類に応じて委員会が定める方法により行う。

(1)～(5) (略)

(6) その他標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを客観的に判定することができる方法

第4章 採用候補者名簿及びこれによる採用の方法

(名簿の作成)

第10条 採用候補者名簿（以下「名簿」という。）は、試験の結果に基づいて試験の種類及び試験の職種に応じて作成する。

2 (略)

(名簿の統合)

第12条 (略)

2 前項の規定により統合して作成される名簿には、採用候補者の氏名及び得点を記載するものとし、新旧両名簿とともに記載されている採用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載するものとする。

(採用候補者の追加)

(任用の一般的基準)

第3条 法第17条第2項の規定に基づく任用の一般的基準は次のとおりとする。

(1) 職員（法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。）の採用、昇任及び転任は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとする。

(2)～(5) (略)

(試験の種類)

第4条 競争試験（以下「試験」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(試験の目的及び方法)

第5条 試験は、受験者が有する職務遂行の能力を相対的に判定することを目的とする。

2 試験は、筆記試験及び次の各号に掲げるもののうち試験の種類に応じて委員会が定める方法により行う。

(1)～(5) (略)

(6) その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法

第4章 任用候補者名簿及びこれによる任用の方法

(名簿の作成)

第10条 任用候補者名簿（以下「名簿」という。）は、試験の結果に基づいて試験の種類及び試験の職種に応じて作成する。

2 (略)

(名簿の統合)

第12条 (略)

2 前項の規定により統合して作成される名簿には、任用候補者の氏名及び得点をそれぞれの試験を通じて得点順に記載するものとし、新旧両名簿とともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて記載するものとする。

(任用候補者の追加)

第13条 委員会は第10条の規定により作成された名簿のうちのいずれかの名簿に記載された採用候補者からの志望の変更の申出があつたときは、当該採用候補者をそれらの名簿のうちの他の名簿に追加して記載することができる。

(採用候補者の名簿からの削除)

第14条 委員会は、採用候補者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを名簿から削除することができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 委員会又は任命権者からの採用に関する照会に応答しない場合
- (4)～(6) (略)

第15条 委員会は、採用候補者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを名簿から削除するものとする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 採用を辞退した理由が第24条各号に掲げる場合のいずれかに該当しないと委員会が認めた場合
- (5) (略)

(採用候補者の名簿への復活)

第16条 委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿から削除された採用候補者を当該名簿に復活することができる。

- (1) 第14条第1号の規定により、名簿から削除された者で、条件付採用期間中に免職されたものについて、委員会が名簿に復活することを適当と認める場合
- (2)～(4) (略)

(名簿の訂正)

第17条 委員会は、採用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があつた場合、又は事務上の誤りがあつた場合においては、すみやかに名簿訂正するものとする。

(名簿の失効)

第18条 委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿を失効させることができる。

- (1) (略)
- (2) 削除
- (3)・(4) (略)

(採用候補者の提示の請求)

第19条 任命権者は、名簿により職員を採用しようとする場合においては名簿から、採用候補者の

第13条 委員会は第10条の規定により作成された名簿のうちの一の名簿に記載された任用候補者からの志望の変更の申出があつたときは、当該任用候補者をそれらの名簿のうちの他の名簿に追加して得点順に記載することができる。

(任用候補者の名簿からの削除)

第14条 委員会は、任用候補者が次の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から削除することができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 委員会又は任命権者からの任用に関する照会に応答しない場合
- (4)～(6) (略)

第15条 委員会は、任用候補者が次の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 任用を辞退した理由が第24条各号の一に該当しないと委員会が認めた場合
- (5) (略)

(任用候補者の名簿への復活)

第16条 委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿から削除された任用候補者を当該名簿に復活することができる。

- (1) 第14条第1号の規定により、名簿から削除された者で、条件付採用期間中に免職されたものについて、委員会が名簿に復活することを適当と認める場合
- (2)～(4) (略)

(名簿の訂正)

第17条 委員会は、任用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があつた場合、又は事務上の誤りがあつた場合においては、すみやかに名簿訂正するものとする。

(名簿の失効)

第18条 委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿を失効させることができる。

- (1) (略)
- (2) 名簿に記載された任用候補者が5人に満たなくなつた場合
- (3)・(4) (略)

(任用候補者の提示の請求)

第19条 任命権者は、名簿により職員を任用しようとする場合においては任用候補者名簿から、任

提示をあらかじめ委員会に対して請求しなければならない。

(採用候補者の提示)

第20条 委員会は前条の規定により、任命権者から採用候補者の提示の請求があった場合においては、名簿から当該職を志望すると認められる者を任命権者に提示するものとする。

2 前項の名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が採用すべき者の数に満たない場合においては、委員会は、最も適当と認める他の名簿から、当該職の標準職務遂行能力及び適性を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して前項の名簿に加えて採用すべき者の数に達するまで提示することができる。

3 第1項の名簿がない場合においては、委員会は、最も適当と認める他の名簿から当該職の標準職務遂行能力及び適性を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して採用すべき者の数に達するまで提示することができる。

第21条 削除

(採用候補者の附加提示)

第22条 委員会は、第20条の規定により、採用候補者を提示する場合においては、提示された者が採用を辞退する場合に備え、名簿に記載された者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合、名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合又は名簿がない場合においては当該採用につき最も適当と認める他の名簿中当該職の標準職務遂行能力及び適性を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ採用候補者を附加して提示することができる。

用候補者の提示をあらかじめ委員会に対して請求しなければならない。

(任用候補者の正規提示)

第20条 委員会は前条の規定により、任命権者から任用候補者の提示の請求があった場合においては、名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の当該職を志望すると認められる者を当該名簿から高点順に任命権者に提示するものとする。ただし、同じ得点の者が2人以上あるため正規の提示数の最後の順位に入るべき者を決めたい場合においては、正規の提示数をこえてこれらの者をすべて提示するものとする。

2 前項の名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が正規の提示数に満たない場合においては、委員会は、最も適当と認める他の名簿から、当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に提示することができる。

3 第1項の名簿がない場合においては、委員会は、最も適当と認める他の名簿から当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して正規の提示数に達するまで高点順に提示することができる。

(任用候補者の正規提示ができない場合)

第21条 委員会は、前条第2項又は第3項の規定によつても提示すべき者の数が正規の提示数に満たない場合において、その数が5人以上であるときは、これを提示するものとする。

2 前項の場合において、その数が5人に満たないときは、委員会は、その者の氏名及び得点を任命権者に通知するものとする。

(任用候補者の附加提示)

第22条 委員会は、第20条の規定により、任用候補者を提示する場合においては、第25条ただし書の場合及び提示された者が任用を辞退する場合に備え、当該任用につき当該名簿中提示される者の次位以下の得点者で当該職を志望すると認められる者がある場合においてはその者の中から、その者がいない場合又はその者の数が必要とされる数に満たない場合においては当該任用につき最も適当と認める他の名簿中当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ任用候補者を高点順に附加して提示することができる。

(採用の辞退)

第23条 採用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該採用を辞退しようとする者は、その通知を受けた日から10日以内に、その旨を辞退の理由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 (略)

3 任命権者が第1項の辞退の届を受理したときは、当該採用候補者の提示は撤回されたものとみなす。

(採用の辞退による採用候補者の提示の延期)

第24条 委員会は、前条第2項の規定により辞退の届の送付を受けた場合において当該辞退の理由が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、辞退の理由がやむまで、又はその志望にかなった提示ができるまで、当該採用候補者の提示を延期するものとする。

(1) (略)

(2) 採用されるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を現に受けていること。

(3) 勤務所又は勤務地が採用候補者の志望と異なっていること。

(4) (略)

(選択の方法)

第25条 名簿による職員の採用は、任命権者が当該名簿に記載された者のうちから行うものとする。

(選考により採用することができる職)

第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は職務と責任の特殊性により標準職務遂行能力及び適性について順位の判定が困難な職で別表第2に掲げるもの

(7)～(10) (略)

(選考により昇任させる職)

(任用の辞退)

第23条 任用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該任用を辞退しようとする者は、その通知を受けた日から10日以内に、その旨を辞退の理由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 (略)

3 任命権者が第1項の辞退の届を受理したときは、当該任用候補者の提示は撤回されたものとみなす。

(任用の辞退による任用候補者の提示の延期)

第24条 委員会は、前条第2項の規定により辞退の届の送付を受けた場合において当該辞退の理由が次の各号の一に該当すると認めるときは、辞退の理由がやむまで、又はその志望にかなった提示ができるまで、当該任用候補者の提示を延期するものとする。

(1) (略)

(2) 任用されるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を現に受けていること。

(3) 勤務所又は勤務地が任用候補者の志望と異なっていること。

(4) (略)

(選択の方法)

第25条 提示された任用候補者のうちから職員を任命するための選択は、任命すべき者1人につき、提示における高点順の志望者5人のうちから行なうものとする。ただし、一の提示により補充されるべき職が2以上ある場合においては、そのうち一の職への任用につき選択の範囲に入りながら選択されなかつた任用候補者は、その提示により補充されるべき職中残余の職への任用については、その選択の範囲から除いて、当該提示に係る高点順の志望者5人のうちから、その選択を行なうことができる。

(選考により採用することができる職)

第28条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。

(1)～(5) (略)

(6) 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難な職で別表第2に掲げるもの

(7)～(10) (略)

(選考により昇任させることができる職)

第29条 次の各号に掲げる職への昇任は、選考により行うこととする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(選考の方法)

第31条 選考は、選考される者の当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性の有無を選考の基準に基づいて判定するものとし、その判定には、筆記考査、実地考査、その他の方法を用いるものとする。ただし、委員会が必要ないと認めた場合は、筆記考査その他を省略することができる。

(選考の基準)

第32条 選考は、法令に基づく免許その他の資格及び委員会が必要と認める能力、経歴、学歴又は知識若しくは技能を有すること及び昇任の場合にあつては更に人事評価が良好であることを基準とする。ただし第29条第1項第2号の場合は、この基準によらないことができる。

第6章 条件付採用及び臨時的任用

(条件付採用期間の延長)

第36条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。

2 巡査として採用され初任教養中の職員については、前項の規定にかかわらずその初任教養期間の終るまで、条件付採用の期間を延長するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、条件付採用の期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないと認める場合は、人事委員会の承認を得て、条件付採用期間を延長することができる。

4 前3項による延長は、条件付採用の期間の開始後1年を超えることはできない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第37条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、法第22条第2項の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

(1)・(2) (略)

第29条 次の各号に掲げる職への昇任は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(選考の方法)

第31条 選考は、選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に基づいて判定するものとし、その判定には、筆記考査、実地考査、その他の方法を用いるものとする。ただし、委員会が必要ないと認めた場合は、筆記考査その他を省略することができる。

(選考の基準)

第32条 選考は、法令に基づく免許その他の資格及び委員会が必要と認める能力、経歴、学歴又は知識若しくは技能を有すること及び昇任の場合にあつては更に勤務成績が良好であることを基準とする。ただし第29条第1項第2号の場合は、この基準によらないことができる。

第6章 条件附採用及び臨時的任用

(条件附採用期間の延長)

第36条 職員が条件附採用の期間の開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件附採用の期間を延長するものとする。

2 巡査として採用され初任教養中の職員については、前項の規定にかかわらずその初任教養期間の終るまで、条件附採用の期間を延長するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、条件附採用の期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないと認める場合は、人事委員会の承認を得て、条件附採用期間を延長することができる。

4 前3項による延長は、条件附採用の期間の開始後1年を超えることはできない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第37条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、法第22条第2項の規定による委員会の承認があつたものとみなす。

(1)・(2) (略)

(3) 任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し、委員会から適当な採用候補者がない旨又は採用候補者の数が採用すべき者の数に足りない旨の通知を受けた場合で、委員会から他の適当な採用候補者がない旨の通知をうけた場合

(様式の指定)

第40条 この規則の規定に基づく名簿等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 第10条の採用候補者名簿 別記様式第1号
- (2) 第19条の採用候補者提示請求書 別記様式第2号
- (3) 第20条の採用候補者提示(通知)書 別記様式第3号
- (4) 第26条の採用候補者選択結果通知書 別記様式第4号
- (5)・(6) (略)
- (7) 第36条の条件付採用期間の延長承認申請書 別記様式第7号
- (8) 第36条の条件付採用期間の延長承認結果通知書 別記様式第8号

(3) 任命権者が、その任用候補者の提示の請求に対し、委員会から適当な任用候補者がない旨若しくは任用候補者の数が第20条に規定する正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該任用の志望者が5人に満たない場合で、委員会から他の適当な任用候補者がない旨の通知をうけた場合

(様式の指定)

第40条 この規則の規定に基づく名簿等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 第10条の任用候補者名簿 別記様式第1号
- (2) 第19条の任用候補者提示請求書 別記様式第2号
- (3) 第20条及び第21条の任用候補者提示(通知)書 別記様式第3号
- (4) 第26条の任用候補者選択結果通知書 別記様式第4号
- (5)・(6) (略)
- (7) 第36条の条件付採用期間の延長承認申請書 別記様式第7号
- (8) 第36条の条件付採用期間の延長承認結果通知書 別記様式第8号

第2条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

第2号様式、第3号様式、第4号様式、第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

様式第 2 号 (第19条関係)

採用候補者提示請求書

文書番号 第

号

年

月

日

新潟県人事委員会委員長 様

任命権者

下記のとおり、採用候補者の提示を請求します。

記

名簿の名称	職 種	採用にかかる職 (勤務所)	採用予定者数	採用予定年月日

様式第3号 (第20条関係)

採用候補者提示 (通知) 書				
文書番号 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日			
<p style="text-align: center;">任命権者 様</p> <p style="text-align: right;">新潟県人事委員会委員長</p> <p>年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号で請求のありました採用候補者について、下記のとおり提示 (通知) します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
提示 (通知) 者数				
名簿の名称	職 種	提示順位	氏 名	備 考

様式第4号 (第26条関係)

採用候補者選択結果通知書																																																											
文書番号	第	号	年	月 日																																																							
<p style="text-align: center;">新潟県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">任命権者</p> <p>年 月 日付け 第 号で提示(通知)のあつた採用候補者について、下記のとおり選択したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 5px;">選択者数</td> </tr> <tr> <th style="width: 10%; padding: 5px;">選択結果</th> <th style="width: 20%; padding: 5px;">氏名</th> <th style="width: 25%; padding: 5px;">採用にかかる職(勤務所)</th> <th style="width: 25%; padding: 5px;">名簿の名称</th> <th style="width: 20%; padding: 5px;">職種</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>					選択者数					選択結果	氏名	採用にかかる職(勤務所)	名簿の名称	職種																																													
選択者数																																																											
選択結果	氏名	採用にかかる職(勤務所)	名簿の名称	職種																																																							

「選択結果」欄には、次の略語で記入する。

選：選択された場合

不：選択されなかつた場合

辞：候補者の辞退により提示が撤回されたものとみなされた場合

様式第7号 (第36条関係)

条件付採用期間の延長承認申請書					
文書番号	第	号	年 月 日		
<p style="text-align: center;">新潟県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">任命権者 印</p> <p>下記のとおり職員の条件付採用期間を延長したいので、承認申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
承認申請する人数					
所 属	職 名	氏 名	延長前の条件付採用期間	延長しようとする条件付採用期間	延長を必要とする理由

様式第8号 (第36条関係)

条件付採用期間の延長承認結果通知書																																																											
文書番号	第	号	年 月 日																																																								
<p style="text-align: center;">任命権者 様</p> <p style="text-align: center;">新潟県人事委員会委員長 ㊦</p> <p>年 月 日付け 第 号で申請のあつた条件付採用期間の延長について、下記のとおり承認したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">所 属</th> <th style="width: 15%;">職 名</th> <th style="width: 15%;">氏 名</th> <th style="width: 15%;">延長前の条件付採用期間</th> <th style="width: 15%;">延長を承認する条件付採用期間</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						所 属	職 名	氏 名	延長前の条件付採用期間	延長を承認する条件付採用期間	備 考																																																
所 属	職 名	氏 名	延長前の条件付採用期間	延長を承認する条件付採用期間	備 考																																																						

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第8-90号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（規則第8-15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第2条第3号の規定に<u>基づき</u>、職務に専念する義務の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（特例）</p> <p>第2条 前条の特例は、別に定めるもののほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1項の規定により不利益処分について<u>審査請求</u>をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第2条第3号の規定に<u>もとづき</u>、職務に専念する義務の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（特例）</p> <p>第2条 前条の特例は、別に定めるもののほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1項の規定により不利益処分について<u>不服申立て</u>をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合</p> <p>(4)～(9) (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第8-91号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（規則第8-2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>営利企業への従事等の制限に関する規則</u></p>	<p><u>営利企業等の従事制限に関する規則</u></p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 法第38条第1項の規定に<u>基づき</u>、<u>商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外で、任命権者の許可を受くべき地位及び同条第2項の規定に<u>基づく</u>許可の基準を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 法第38条第1項の規定に<u>基き</u>、<u>営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社</u>その他の団体の役員以外で、任命権者の許可を受くべき地位及び同条第2項の規定に<u>基く</u>許可の基準を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第11-14号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（規則第11-13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u>	<u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u>
目次 第1章～第10章（略） 第11章 <u>削除</u> 第12章（略） 附則	目次 第1章～第10章（略） 第11章 <u>異議申立て（第66条）</u> 第12章（略） 附則
（趣旨） 第1条 この規則は、法第8条第8項及び第51条の規定に基づき、法第49条の2第1項に規定する <u>審査請求</u> の <u>手続</u> 及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規則は、法第8条第8項及び第51条の規定に基づき、法第49条の2第1項に規定する <u>不服申立て</u> の <u>手続</u> 及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。
（手続の承継） 第9条（略） 2（略） 3 前項の規定による届出がされるまでの間に請求人に宛ててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。 4・5（略）	（手続の承継） 第9条（略） 2（略） 3 前項の規定による届出がされるまでの間に請求人に <u>あて</u> てされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。 4・5（略）
（口頭審理） 第18条（略） 2 委員会は、当事者の一方及びその代理人が <u>共に</u> 口頭審理の期日に正当な理由がなく出席しない場合においても、その期日の口頭審理を行うことができる。 3（略）	（口頭審理） 第18条（略） 2 委員会は、当事者の一方及びその代理人が <u>とも</u> に口頭審理の期日に正当な理由がなく出席しない場合においても、その期日の口頭審理を行うことができる。 3（略）
（口頭審理の請求及びその撤回） 第19条（略） 2・3（略） 4 請求人及びその代理人が <u>共に</u> 正当な理由がなく口頭審理の期日に出席せず、かつ、相当の期間において、再度指定された口頭審理の期日に出席し	（口頭審理の請求及びその撤回） 第19条（略） 2・3（略） 4 請求人及びその代理人が <u>とも</u> に正当な理由がなく口頭審理の期日に出席せず、かつ、相当の期間において、再度指定された口頭審理の期日に出席

ないときは、請求人が口頭審理の請求を撤回したものとみなす。

(口頭審理の日時の変更)

第21条 当事者の一方及びその代理人が、やむを得ない理由によって、共に指定された日時に口頭審理に出席できないときは、その日時の変更を申し立てることができる。

2・3 (略)

(時機に後れた攻撃防御方法の却下)

第26条 委員会は、当事者が攻撃又は防御の方法を故意又は重大な過失により時機に後れて提出した場合において、これにより審査の終了を遅延させることとなると認めるときは、当該攻撃又は防御の方法を却下することができる。

第11章 削除

第66条 削除

(補則)

第67条 この規則に定めるもののほか、審査請求に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

しないときは、請求人が口頭審理の請求を撤回したものとみなす。

(口頭審理の日時の変更)

第21条 当事者の一方及びその代理人が、やむを得ない理由によって、ともに指定された日時に口頭審理に出席できないときは、その日時の変更を申し立てることができる。

2・3 (略)

(時機に遅れた攻撃防御方法の却下)

第26条 委員会は、当事者が攻撃又は防御の方法を故意又は重大な過失により時機に遅れて提出した場合において、これにより審査の終了を遅延させることとなると認めるときは、当該攻撃又は防御の方法を却下することができる。

第11章 異議申立て

(異議申立て)

第66条 処分についての法第49条の2第1項の規定による異議申立ての手続は、この規則に定める審査請求の例による。

(補則)

第67条 この規則に定めるもののほか、不服申立てに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3 月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第18－3号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（規則第18－1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（委員会に対する苦情相談）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する<u>審査請求</u>に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（事案の処理）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（規則第11－5号）第4条の規定による受理又は不利益処分についての<u>審査請求</u>に関する規則（規則第11－13号）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">（委員会に対する苦情相談）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する<u>不服申立て</u>に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（事案の処理）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（規則第11－5号）第4条の規定による受理又は不利益処分についての<u>不服申立て</u>に関する規則（規則第11－13号）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職管理に関する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第20-1号

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに職員の退職管理に関する条例(平成27年新潟県条例第54号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)第8条第5項第2号に規定する地方公社又は公庫等とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 自治法第168条第1項に規定する会計管理者
- (2) 新潟県行政組織規則(昭和35年県規則第8号)第165条第1項に規定する出納局長、同規則第165条の2第1項に規定する危機管理監及び同規則第188条第1項に規定する地域振興局長
- (3) 新潟県議会事務局組織規程(昭和48年新潟県議会規程第1号)第4条第1項に規定する議会事務局長
- (4) 新潟県人事委員会事務局組織規則(昭和56年規則第2-42号)第5条第1項に規定する人事委員会事務局長
- (5) 新潟県監査委員事務局組織規程(平成18年新潟県監査委員訓令第2号)第4条第1項に規定する監査委員事務局長
- (6) 新潟県労働委員会事務局組織規則(昭和36年県規則第9号)第4条第1項に規定する労働委員会事務局長
- (7) 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)に規定する次の職(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が就いている場合に限る。)
 - ア 同規則第41条第1項に規定する部長
 - イ 同規則第42条第1項に規定する首席監察官
 - ウ 同規則第52条第1項に規定する校長
 - エ 同規則第58条第1項に規定する警察署長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人、第4条に掲げる法人並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年新潟県条例第83号)第2条及び第10条に規定する法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職(同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは、同項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものを含む。)に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地

位

(6) 依頼等が行われた日時

(7) 依頼等の内容

(部長又は課長に相当する職)

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定する参与、同条第5項に規定する副部長、同条第7項に規定する次長、同規則第165条の3第1項に規定する広報監、同規則第165条の4第1項に規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項に規定する情報企画監、同規則第165条の6第1項に規定する原子力安全広報監、同規則第166条第1項に規定する新産業企画監、同規則第167条第1項に規定する観光局長、同規則第168条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規定する参事（部又は局に置くものに限る。）及び技監、同規則第182条の2第1項に規定する総括政策監、同規則第188条第1項に規定する地域機関の長（地域振興局長を除く。）、同規則第190条第1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2項に規定する事務所の所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）
- (2) 新潟県議会事務局組織規程第4条第3項に規定する次長、同規程第5条第1項に規定する課長及び同規程第6条第1項に規定する参事（局に置くものに限る。）
- (3) 新潟県人事委員会事務局組織規則第6条第1項に規定する課長及び同規則第7条第1項に規定する参事（事務局に置くものに限る。）
- (4) 新潟県監査委員事務局組織規程第5条第1項に規定する次長及び同規程第7条第1項に規定する参事（事務局に置くものに限る。）
- (5) 新潟県労働委員会事務局組織規則第5条第1項に規定する課長及び同規則第6条第1項に規定する参事（事務局に置くものに限る。）
- (6) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第15条第1項に規定する次長、同規程第16条第1項に規定する課長、同規程第17条の2第1項に規定する参事（局に置くものに限る。）、同規程第19条第1項に規定する院長及び同規程第24条第1項に規定する看護専門学校長
- (7) 新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）第19条第1項に規定する次長、同規程第19条の2第1項に規定する技監、同規程第20条第1項に規定する課長、同規程第22条の2第1項に規定する参事（局に置くものに限る。）及び同規程第23条第1項に規定する所長
- (8) 新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4条）第20条第1項に規定する教育次長、同規則第21条第1項に規定する課長及び所長、同規則第25条第1項に規定する参事（教育庁に置くものに限る。）及び同規則第26条第1項に規定する教育機関の長
- (9) 新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第2条第1項に規定する県立学校長
- (10) 新潟県警察組織規則に規定する次の職（警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が就いている場合を除く。）
 - ア 同規則第41条第1項に規定する部長
 - イ 同規則第42条第1項に規定する首席監察官
 - ウ 同規則第44条第1項に規定する参事官
 - エ 同規則第45条第1項に規定する部付
 - オ 同規則第46条第1項に規定する課長、室長、隊長、所長及びセンター長
 - カ 同規則第47条第1項に規定する監察官
 - キ 同規則第49条の3に規定する新潟市警察部長
 - ク 同規則第49条の4第1項に規定する課長
 - ケ 同規則第52条第1項に規定する校長
 - コ 同規則第58条第1項に規定する警察署長

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職

していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)第24条の2第1項に規定する管理職手当を支給する職
 - (2) 新潟県企業局企業職員給与規程(昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号)第6条第1項に規定する管理職手当を支給する職
 - (3) 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程(昭和41年新潟県病院局管理規程第17号)第2条第1項又は第4条に規定する管理職手当を支給する職
 - (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表3号給の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職
 - (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表3号給の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職
- (任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
 - (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
 - (3) 法第3条第3項に規定する特別職の職に就いた場合
 - (4) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、委員会が定める額以下の報酬を得る場合
- (任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日

- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会訓令

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克 恕

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条、第9条関係）		別表第1（第3条、第9条関係）	
事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）	事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
<u>(2) 事務局職員の人事評価を行うこと。</u>		(2) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
(4) (略)		(4) (略)	
(5) (略)		(5) (略)	
(6) (略)		(5)の2 (略)	
(6)の2 (略)		(6) (略)	
(7) (略)		(6)の2 (略)	
(7)の2 (略)		(7) (略)	
(8) (略)		(8) (略)	
(9) (略)		(9) (略)	
(10) (略)		(10) 不利益処分についての不服申立てに関する規則（新潟県人事委員会規則第11-13号）に規定する次の事項を行うこと。	
(11) 不利益処分についての審査請求に関する規則（新潟県人事委員会規則第11-13号）に規定する次の事項を行うこと。		ア・イ (略)	
ア・イ (略)		ウ 委員会が決定した事項、 <u>不服申立て</u> の取下げがあった旨又は口頭審理を行う旨を通知すること。	
ウ 委員会が決定した事項、 <u>審査請求</u> の取下げがあった旨又は口頭審理を行う旨を通知すること。		エ 審査請求書（ <u>異議申立書</u> ）の記載事項等について調査すること。	
エ 審査請求書の記載事項等について調査すること。		オ 審査請求（ <u>異議申立て</u> ）の不備を職権により補正すること。	
オ 審査請求の不備を職権により補正すること。		カ 答弁書又は準備書面の提出を求め、及びこれらの写しを請求人又は処分者に送付すること。	
カ 答弁書又は準備書面の提出を求め、及びこれらの写しを請求人又は処分者に送付すること。			

<p>キ・ク (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(14)の2 (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p>	<p>すること。</p> <p>キ・ク (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(13)の2 (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 第11号の規定による専決は、地方公務員法第50条第2項の規定により審査に関する事務の一部を人事委員会の委員に委任した場合においても行うことができる。</p> <p>2 第13号の規定は、職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則の規定が職員団体等の規約の認証取消しの場合の聴聞の手続に関する規則（新潟県人事委員会規則第12-47号）第2条の規定により準用される場合を含むものとする。</p>	<p>備考</p> <p>1 第10号の規定による専決は、地方公務員法第50条第2項の規定により審査に関する事務の一部を人事委員会の委員に委任した場合においても行うことができる。</p> <p>2 第12号の規定は、職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則の規定が職員団体等の規約の認証取消しの場合の聴聞の手続に関する規則（新潟県人事委員会規則第12-47号）第2条の規定により準用される場合を含むものとする。</p>

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成21年新潟県人事委員会規則第11-13号）により不利益処分についての不服申立ての手続に必要な書面の様式（平成21年5月新潟県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u>（平成21年新潟県人事委員会規則第11-13号）第67条の規定に基づき、審査請求の手続に必要な書面の様式を次のように定め、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>なお、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和56年新潟県人事委員会規則第11-8号）に基づく不利益処分についての不服申立ての手続に必要な書面の様式（昭和56年新潟県人事委員会告示第2号）は、平成21年5月31日限り廃止する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u>（平成21年新潟県人事委員会規則第11-13号）第67条の規定に基づき、審査請求の手続に必要な書面の様式を次のように定め、<u>異議申立てについてもこれを準用することとし</u>、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>なお、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和56年新潟県人事委員会規則第11-8号）に基づく不利益処分についての不服申立ての手続に必要な書面の様式（昭和56年新潟県人事委員会告示第2号）は、平成21年5月31日限り廃止する。</p> <p>(略)</p>

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成28年 3 月25日

新潟県監査委員	野	上	信	子
新潟県監査委員	楡	井	辰	雄
新潟県監査委員	佐	藤	卓	之
新潟県監査委員	田	宮	強	志

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市北区横土居3767番地2 小柳 隆

2 請求の要旨

(1) 総務管理部管財課は新潟県庁舎4階の一部である292.75㎡を第三者に無償で使用させているが、必要な手続を怠り、得べき費用等の徴収を怠っている。

(2) 管財課へ庁舎使用の実態について情報公開請求をしたところ、「行政財産本来の目的での使用に該当するため、県庁4階県政記者室の使用許可等に係る行政文書は作成していない。」として平成27年12月11日付けで非公開決定がされた。

これは、公有財産事務取扱規則の施行について（管財課長通知）内の「庁舎内に設置される新聞記者室等は、県の事務、事業の遂行のため施設を供するものであるから行政財産の目的外使用には該当しないものであること。」などの規定を理由として、報道機関に対し、無償使用を許可しているものと推測する。

(3) 新潟県から庁舎の管理を委託されている管財課は、第三者から県政記者室の無償使用の許可を求められた場合、民法第593条（使用貸借）の規定に沿った措置をする必要があるにもかかわらず、下記を怠っており、行政手続法に違反している。

ア 庁舎の使用願書を受けて、その使用希望者の素性確認、団体の場合はその団体の適法性を審査する必要があるが、これを怠っている。

イ 条例等に照らして無償使用を許可する場合は、民法第595条（費用の負担）の規定に基づき水道光熱共益費などの実費の請求をしなければならないが、これを怠っている。

ウ 県民の公有財産であることに鑑み、民法第594条第1項（使用及び収益）の規定に沿い、使用目的の収益について費用対効果に関する評価を行わなくてはならないが、これを怠っている。

(4) よって、過去10年間に相当する使用料及び費用の合計金額91,524,549円を、無償使用者に請求せよ。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成28年1月19日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年2月19日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出及び本件請求に係る補足説明が行われたが、請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。

第3 監査の実施

1 監査の対象

県政記者室について、許可等の手続をせず、使用者から使用料及び光熱水費等実費を徴収しないことが財産の管理を怠る事実当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

広報広聴課、管財課

第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は、次のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 県政記者室の概要

住所：新潟市中央区新光町4-1 県庁行政庁舎4階の一部

面積：292.75㎡（新県政記者室、記者休憩室を含む。）

公有財産上の位置づけは、行政財産に該当する。

(2) 設置目的

県政記者室は、報道機関を通じた広報活動（パブリシティ活動）を積極的に行うことにより、県民に対して県政情報をより迅速・的確に伝達する目的で設置されている。

(3) 利用者

県庁内で頻繁に取材活動を行う県政記者クラブ(17社)、新県政記者クラブ(12社)が常態として使用しているが、利用者を限定するものではない。報道機関の記者など県政に係る取材活動を行う者であれば誰でも利用可能であり、県政記者室において、報道資料等を閲覧することが可能である。

(4) 県政記者室の使用実態

報道機関の記者など県政に係る取材を行う者が報道資料等を閲覧するとともに、県担当部局等に電話による追加取材等を行ったり、記事原稿を作成したりする場として使用されている。また、取材の合間の記者の待機場所、撮影用機材の置き場としても使用されるなど、県政に関する取材の拠点となっている。

(5) 記者室の庁舎使用に係る県の規定

新潟県公有財産事務取扱規則(昭和48年3月30日新潟県規則第20号)の運用通知「新潟県公有財産事務取扱規則の施行について(昭和48年4月1日付け管第90号)」で「庁舎内に設置される新聞記者室等は、県の事務、事業の遂行のため施設を供するものであるから行政財産の目的外使用には該当しないものである。」としている。

(6) 行政財産の目的外使用許可に関する法の規定

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用の許可ができるとされている。

2 監査対象機関の見解

(1) 目的外使用に当たらない理由

マスコミなどの報道機関に県政情報を提供するパブリシティ活動は、県の行政施策や行事等の公共的活動を迅速かつ広範に県民に周知する上で極めて重要であり、県の広報活動の有効な手段の1つであることから、庁舎内に記者室を設置し、報道機関に使用させている。あくまで行政目的で庁舎の一部を使用させているものであることから、目的外使用に係る使用許可申請を提出させていないことは妥当であり、適法かつ適当な取扱いであると考えている。

記者室の使用が目的外使用に該当するか否かが争われた判例としては、平成4年2月10日の京都地裁判決で「記者室は、京都府の事務または事業の遂行のため京都府が施設を供するものであり、直截に公用に供されているものといえるから、行政財産の目的内使用に当り、これが、行政財産を第三者に対し、目的外に使用させる場合に該当しないものと認められる。」と判示されている。

国の取扱いは、昭和33年1月7日付け大蔵省管財局長通達で「(新聞記者室)は、国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供するものであるから、この基準における使用収益とはみなさないことができる。」として当該施設の使用は庁舎目的外使用には当たらないとされている。

(2) 光熱水費等実費を徴収しない理由

県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に、行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないものとする。

3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し、次のとおり判断する。また、判断に当たっては、法令の規定、判例及び国の取扱いを考慮した。

請求人の主張は、県政記者室を報道機関に無償で使用させていながら、その許可等必要な手続を怠っていることが行政手続法に違反しているため、報道機関に対し、使用料及び光熱水費等実費を請求することを求めていると解される。

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用の許可ができることとされている。

これを本件請求についてみると、県政記者室は報道機関を通じた広報活動(パブリシティ活動)を積極的に行うことにより、県民に対して県政情報をより迅速・的確に伝達する目的で県が直接公用に供しており、法238条の4第7項の規定にいう目的外使用には当たらないと認められる。また、県政記者室は、県が直接公用に供していることから、請求人の主張する使用貸借には該当せず、使用許可申請を提出させていない監査対象機関の取扱いについて、手続を怠っているという請求人の主張には理由がない。

光熱水費等実費を徴収すべきという主張については、上記のとおり県政記者室は県が直接公用に供していることから考えると、県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないとする監査対象機関の考え方には、合理性が認められる。

以上のとおり、県政記者室について財産の管理を怠る事実は認められなかった。

よって、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項及び第26条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成28年3月25日

新潟県教育委員会 委員長 外山 迪子

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造地藏菩薩立像 附 地藏尊縁起1巻	1 軀	新発田市諏訪町2丁目4番17号	宗教法人宝光寺
有形文化財 (考古資料)	佐渡貝塚群(堂の貝塚・藤塚貝塚・三宮貝塚)出土品	125点	佐渡市八幡2041番地 (佐渡博物館) 佐渡市西三川1070番地1 (旧西三川中学校体育館)	佐渡市
有形文化財 (考古資料)	保内三王山古墳群出土品	132点	三条市本町3丁目990番地1 (三条市歴史民俗産業資料館) 三条市上大浦670番地 (三条市市民部生涯学習課埋蔵文化財調査室)	三条市

第26条第1項の規定による民俗文化財の指定

種別	名称	所在地	保護団体
無形民俗文化財 (風俗慣習)	新穂の山王祭	佐渡市上新穂1008番地	宗教法人日吉神社

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

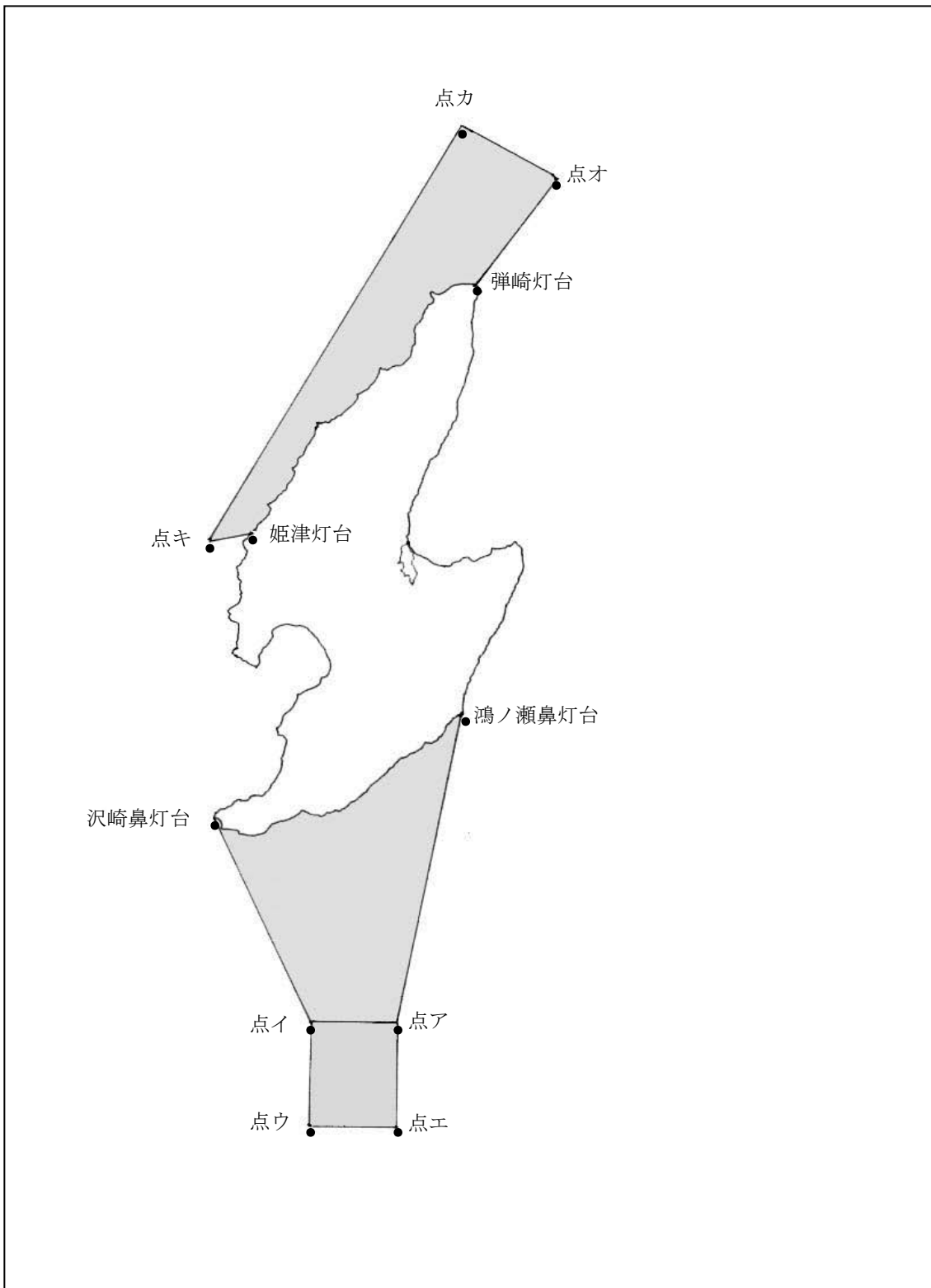
なお、この指示の有効期限は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

平成28年3月25日

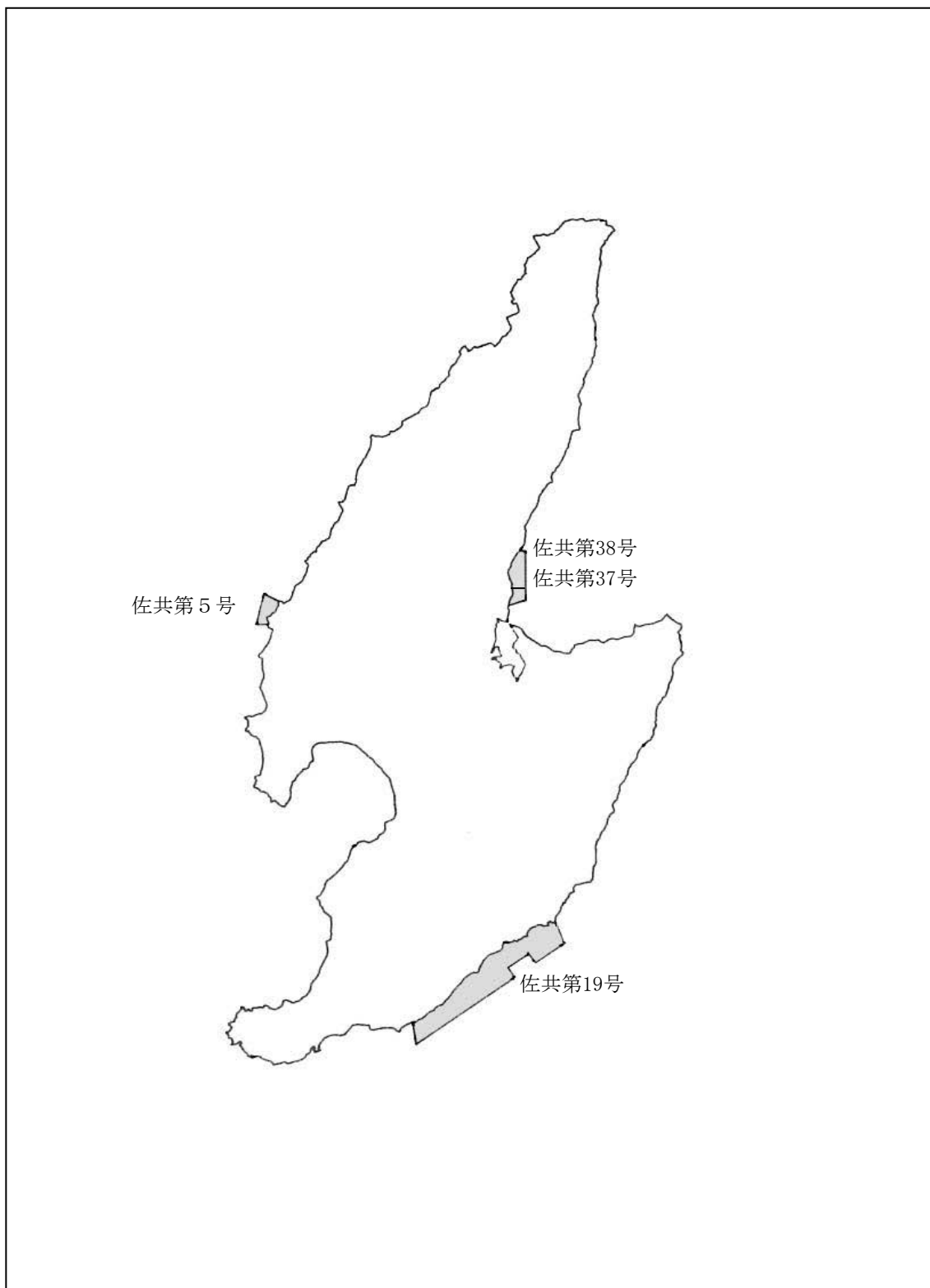
佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

1 禁止区域	<p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p>① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分</p> <p>エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>オ 北緯38度26分、東経138度37分</p> <p>カ 北緯38度29分、東経138度30分</p> <p>キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号(佐渡市姫津地先)内の船だまり内のまき餌使用禁止</p>
2 漁具制限	<p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め(ただし禁止区域あり)、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <p>① 佐共第5号(佐渡市姫津地先)</p> <p>② 佐共第19号(佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菴場地先)</p> <p>③ 佐共第37号(平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先)</p> <p>④ 佐共第38号(佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先)</p>

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における底建網漁業について、漁業法（昭和24年第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

平成28年3月25日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

底建網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに佐渡海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

1 操業の承認期間

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

2 操業の承認の海域

操業を認める海域は底建網漁業を営もうとする者が所属する漁業協同組合が有する共同漁業権漁場内とする。

3 承認をする漁具

水深27m以深に設置する袋状又は箱状の身網と袖状の手網を有し、漁具の固定方法が錨などで容易に移動できる構造の漁具とする。

4 承認対象者

操業する共同漁業権漁場を管理する漁業協同組合の同意を得た者

5 承認証の交付

委員会は、承認したときは別に定める底建網漁業操業承認証を交付する。

6 承認の取り消し

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取消することができる。

7 操業の制限または条件

(1) 漁具の規模は、身網の周囲100メートル以内、身網の高さ 6メートル以内及び手網の長さは75メートル以内とする。

(2) 使用する錨綱の長さは、身網設置水深の 2倍以内とする。

(3) 漁具の敷設中、当該漁具の身網敷設位置の水面上1.5メートル以上の高さに標旗（白色方50センチメートル）を立て、その標旗には漁業名、船名及び漁船登録番号を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。

(4) 設置できる漁具の統数は5ヶ統以内とする。

(5) 操業期間終了後30日以内に、別に定める漁獲成績報告書を海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(6) 共同漁業権漁業を妨げてはならない。

(7) 船舶の航行を妨げてはならない。

8 漁具の検査

必要に応じて漁具の検査を行う。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
(監察官室)			(監察官室)		
第8条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。			第8条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。		
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)		
(5) <u>審査請求における審理に関すること。</u>					
別表第1 (第39条関係)			別表第1 (第39条関係)		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
警務課	(略)		警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室	(略)		犯罪被害者支援室	(略)
	東区警察署(仮称)準備室	東区警察署(仮称)新設準備に関する事務			
(略)			(略)		
生活安全企画課	安全安心推進室	(略)	生活安全企画課	安全安心推進室	(略)
	許認可管理センター	第12条第7号から第14号まで、第16号及び第18号に掲げる事務			
(略)			(略)		
別表第3 (第48条関係)			別表第3 (第48条関係)		
課名	職名	職務	課名	職名	職務
(略)			(略)		
警務課	(略)		警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室長	(略)		犯罪被害者支援室長	(略)
	東区警察署(仮称)準備室長	東区警察署(仮称)準備室に関する事務			
(略)			(略)		
生活安全企画課	(略)		生活安全企画課	(略)	

画課	安全安心推進室長	(略)	画課	安全安心推進室長	(略)
	許認可管理センター長	許認可管理センターに関する事務			
(略)			(略)		
生活保安課	営業秘密保護対策官	営業秘密侵害事犯に関する事務	生活保安課		
	経済環境捜査管理官	第14条に掲げる事務 (<u>営業秘密保護対策官の分掌に属する事務を除く。</u>)		経済環境捜査管理官	第14条に掲げる事務
(略)			(略)		
鑑識課	足痕跡鑑定官	足痕跡に関する研究、鑑定等の事務	鑑識課		
	指紋鑑定官	(略)		指紋鑑定官	(略)
(略)			(略)		
運転免許センター	試験管理官	第31条第1号に掲げる事務のうち <u>運転免許試験に関する事務及び同条第3号に掲げる事務</u>	運転免許センター	免許管理官	第31条第1号に掲げる事務のうち <u>運転免許に関する事務並びに同条第2号及び第4号に掲げる事務</u>
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県公安委員会審査請求手続規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県公安委員会審査請求手続規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 審査請求に関する一般的手続(第3条―第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

第2章 審査請求に関する一般的手続

(審理官)

第3条 新潟県警察本部長(以下「本部長」という。)は、新潟県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁(法に規定する審査庁としての新潟県公安委員会をいう。以下同じ。)が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる新潟県警察の職員のうちから審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に対し書面により通知するものとする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により2人以上の審理官を指名する場合には、そのうち1人を、当該2人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

(1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

(2) 審査請求人

(3) 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

(4) 審査請求人の代理人

(5) 前2号に掲げる者であった者

(6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(7) 利害関係人

4 本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、審査庁が行う審理を補佐するに当たっては、新潟県警察の職員たる身分を示す証明書を携帯し、審理関係人(処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。)の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

(物件の提出の方法)

第4条 法、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、新潟県警察本部を経由して行うものとする。

(総代の互選の命令の方式等)

第5条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参加の許可の通知等)

第6条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(補正の命令の方式)

第7条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

(執行停止の通知等)

第8条 審査庁は、法第25条第2項の規定による執行停止をし、又はしないこととしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁(処分庁が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(執行停止の取消しの通知)

第9条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知)

第10条 審査庁は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合には参加人。第26条第2項において同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第12条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第13条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第15条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第16条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出を要求し、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第17条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録(別記様式第

1号)を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなったとき、又は第10条の規定による審査請求の取下げがあったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請書(別記様式第2号)と引換えに行わなければならない。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第18条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第19条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第16条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第21条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第22条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第13条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定

による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第23条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、書面により行うものとする。

(手続の併合又は分離の通知)

第24条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第25条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達の方式等)

第26条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第27条 第17条第3項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

(審理官による専決)

第28条 審理官は、審査庁が行う法第11条に規定する総代の互選命令に関する事務、法第13条に規定する参加人の許可に関する事務及び法第3節に規定する審理手続に関する事務について、専決することができる。

附 則

1 この規則は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた行政庁の処分又はこの規則の施行の日以後にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについての新潟県公安委員会に対する審査請求について適用する。

別記様式第1号(第17条関係)

提出物目録

年 月 日

新潟県公安委員会 印

行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を
受領した。

記

事 案 の 件 名			
提 出 者	氏 名		
	住 所		
提出を受けた年月日		年 月 日	
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職 氏名 印

(提出者への注意事項)

提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

別記様式第2号 (第17条、第27条関係)

還付請書

年 月 日

新潟県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職

氏名

印

新潟県公安委員会規則第 4 号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成28年 3 月25日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(新潟県公安委員会の文書管理に関する規則の一部改正)

第 1 条 新潟県公安委員会の文書管理に関する規則 (平成23年新潟県公安委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(保存期間の延長) 第12条 次に掲げる行政文書については、前条の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 現に係属している審査請求における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年間 (4) (略)	(保存期間の延長) 第12条 次に掲げる行政文書については、前条の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間 (4) (略)

(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

第 2 条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則 (昭和49年新潟県公安委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表 種別 警察本部長が専決できる事務 (略) 行査 行政不服審査法(平成26年法律第68号) 政法 第23条の規定による審査請求の補正の命 不関 令 服係 審 (略)	別表 種別 警察本部長が専決できる事務 (略) 行査 行政不服審査法 (昭和37年法律第160 政法 号) 第21条の規定による審査請求の補正 不関 の命令 (第48条において準用する場合を 服係 含む。) 審 (略)

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第 3 条 特例施設占有者の指定等に関する規則 (平成19年新潟県公安委員会規則第22号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正

後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第2号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不指定通知書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p><u>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><u>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p><u>(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこ</u></p>	<p>別記様式第2号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不指定通知書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)</u><u>この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

の処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号（第4条関係）

(略)
指定取消通知書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号（第4条関係）

(略)
指定取消通知書
(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があ

別記様式第7号(第5条関係)

(略)	報告等要求書
(略)	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起

ったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 行政手続法(平成5年法律第88号)第27条第2項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うこと。

別記様式第7号(第5条関係)

(略)	報告等要求書
(略)	

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1) (審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 (略)

別記様式第8号 (第6条関係)

(略)
 指示書
 (略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は

備考 (略)

別記様式第8号 (第6条関係)

(略)
 指示書
 (略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

<p>新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1) (審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>
---	---------------

(新潟県迷惑行為等防止条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県迷惑行為等防止条例施行規則(平成20年新潟県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)</u>に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p>	<p>別記様式第1号(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p>

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第2号（第4条関係）

(略)

事業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第2号（第4条関係）

(略)

事業停止命令書

(略)

(教示)

<p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	<p>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
---	--

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第5条 質屋営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第8号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申</p>	<p>別記様式第8号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）こ</p>

立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

の処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第9号(第4条関係)

(略)

変更不許可通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請

別記様式第9号(第4条関係)

(略)

変更不許可通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第10号（第5条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

(略)

(略)

別記様式第10号（第5条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(略)

(略)

別記様式第11号（第5条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

別記様式第11号（第5条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(略)

別記様式第16号（第8条関係）

(略)

不承認通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請

別記様式第16号（第8条関係）

(略)

不承認通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(略)

(古物営業法施行細則の一部改正)

第6条 古物営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p>不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請</p>	<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p>不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（略）

別記様式第3号（第5条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

別記様式第3号（第5条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

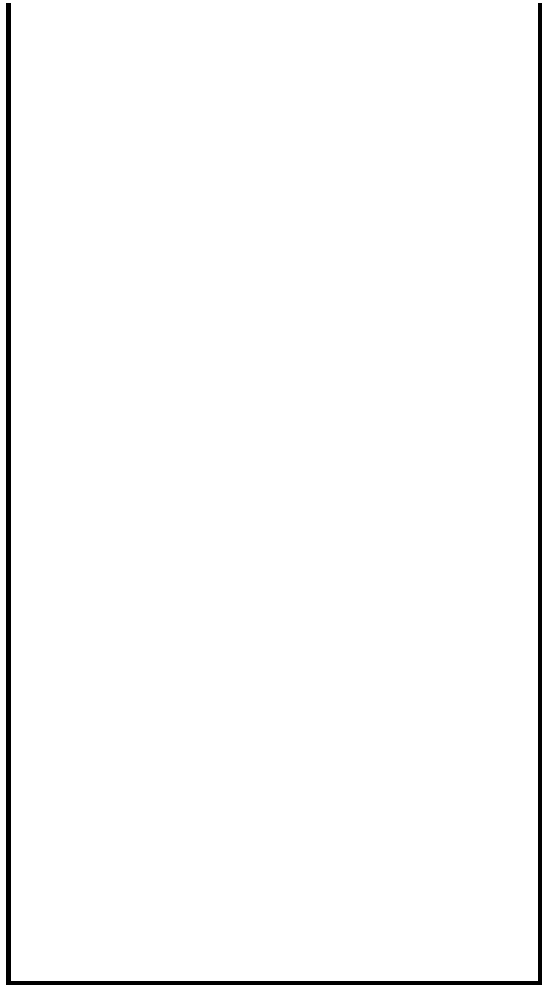
2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第4号(第6条関係)

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知っ

別記様式第4号(第6条関係)

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

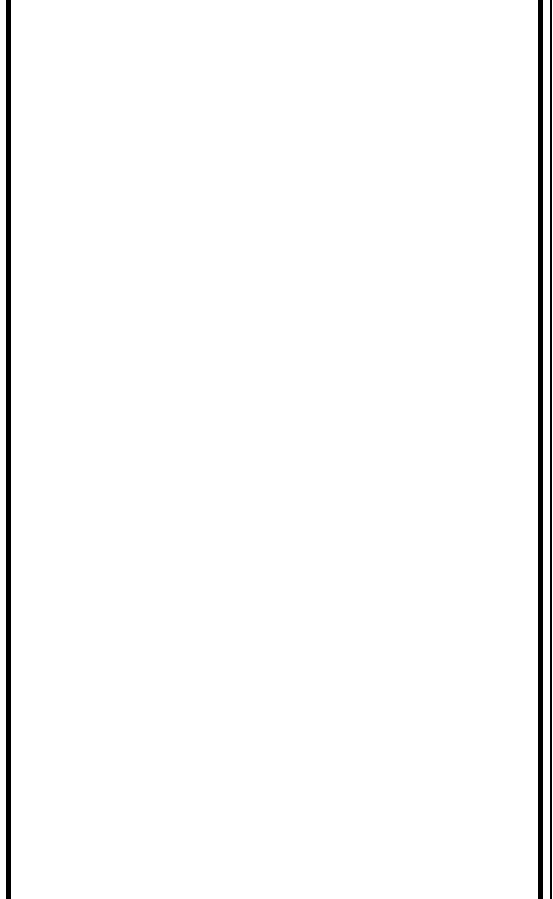
この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

た日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第5号（第7条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟

別記様式第5号（第7条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

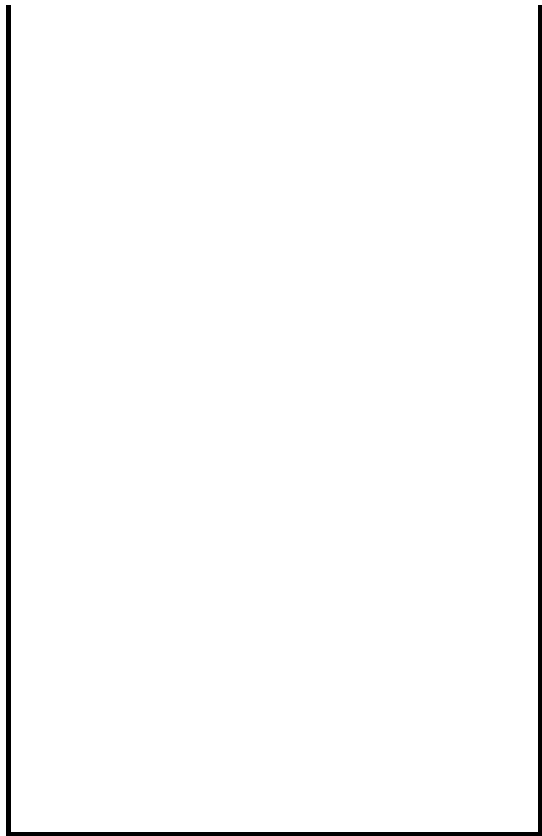
県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)



(略)

別記様式第9号(第10条関係)

(略)

行商従業者証等承認取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会とな

別記様式第9号(第10条関係)

(略)

行商従業者証等承認取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第11号 (第12条関係)

(略)

不認定通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第11号 (第12条関係)

(略)

不認定通知書

(略)

(教示)

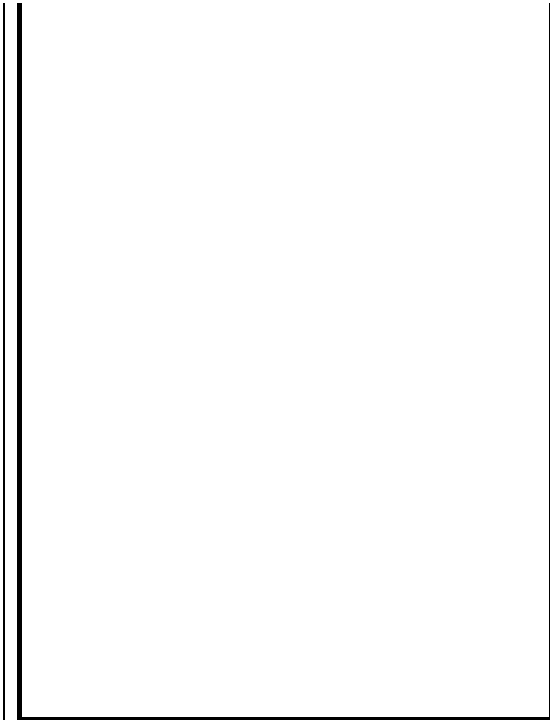
1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第12号 (第13条関係)

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請

別記様式第12号 (第13条関係)

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第14号（第15条関係）

(略)

盗品売買等防止団体不承認通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日



(略)

別記様式第14号（第15条関係）

(略)

盗品売買等防止団体不承認通知書

(略)

(教示)

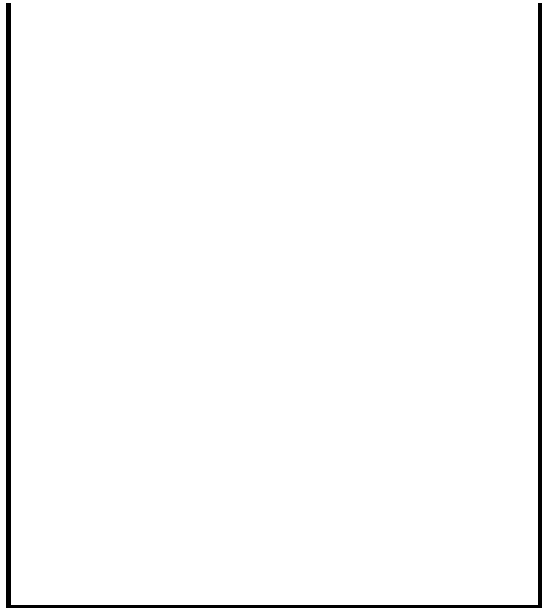
- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第15号（第16条関係）

(略)

盗品売買等防止団体承認取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第15号（第16条関係）

(略)

盗品売買等防止団体承認取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

<p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	
---	--

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則の一部改正）

第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則（平成20年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第3号（第4条関係）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">是正命令書</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>（教示）</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、</p> </div>	<p>別記様式第3号（第4条関係）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">是正命令書</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> </div>

<p>処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	------------

(警備業法施行細則の一部改正)

第8条 警備業法施行細則（昭和47年新潟県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式 第3号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p style="margin-top: 20px;"><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した</u></p> </div> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>別記様式 第3号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> </div> <p style="text-align: right;">(略)</p>

後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号（第7条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

(略)

第4号（第7条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

(略)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被

		<p>告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	
<p>第5号（第8条関係）</p>	<p>(略)</p>	<p>第5号（第8条関係）</p>	<p>(略)</p>
<p>(略) 営業廃止命令書 (略) (教示) 1 審査請求について <u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u> <u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u> <u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u> 2 処分の取消しの訴えについて (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>(略) 営業廃止命令書 (略) (教示)</p>		

<p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p><u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>
---	---

(探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第9条 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成19年新潟県公安委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">別記様式第2号(第3条関係) 指示書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> </div>	<p style="text-align: center;">別記様式第2号(第3条関係) 指示書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> </div>

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第3号（第4条関係）

営業停止命令書

(略)

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

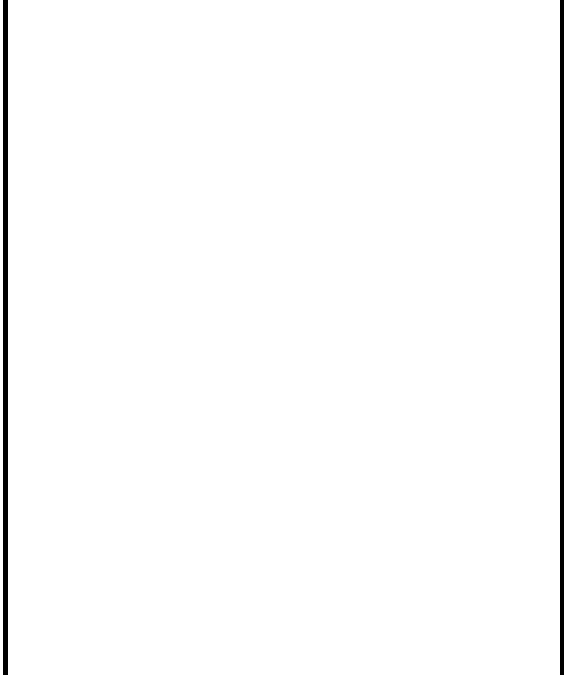
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か



(略)

別記様式第3号（第4条関係）

営業停止命令書

(略)

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ら起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1) (審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第4号 (第5条関係)
営業廃止命令書

(略)

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

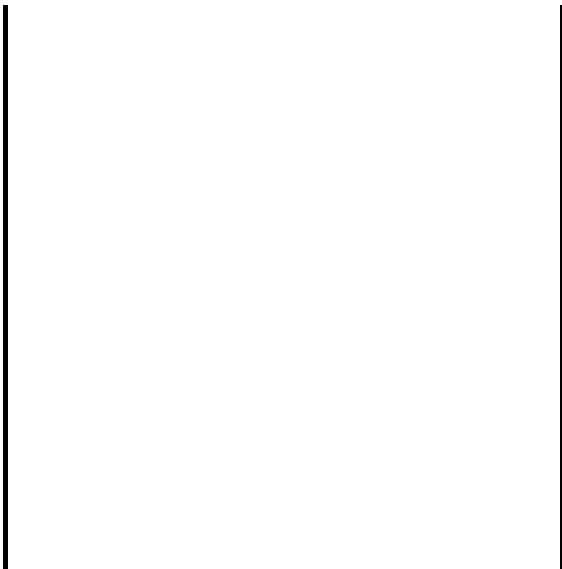
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1) (審査請求をした場合に



(略)

別記様式第4号 (第5条関係)
営業廃止命令書

(略)

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

<p>は(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------

(新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号(第4条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p>	<p>別記様式第1号(第4条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起</u></p>

<p>(1) この処分については、<u>上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(2) <u>また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p>(3) <u>ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p><u>することができます。</u></p>
<p>別記様式第2号(第5条関係) (略) 営業停止命令書 (略) (教示)</p> <p>1 審査請求について <u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)</u> <u>に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 処分の取消しの訴えについて (1) <u>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消</u></p>	<p>別記様式第2号(第5条関係) (略) 営業停止命令書 (略) (教示)</p>

<p>しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) <u>また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p>(3) <u>ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p><u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>
---	---

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第11条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">受診等命令書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知っ</p>	<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">受診等命令書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

た日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第2号(第3条関係)

(略)

不許可通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟

別記様式第2号(第3条関係)

(略)

不許可通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

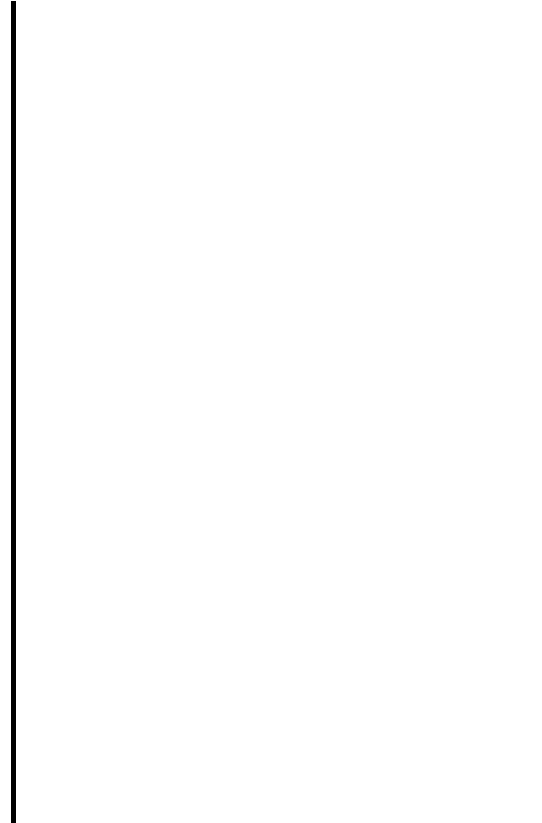
県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)



(略)

別記様式第3号(第4条関係)

(略)

受検却下通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会とな

別記様式第3号(第4条関係)

(略)

受検却下通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号(第6条関係)

(略)

不指定通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号(第6条関係)

(略)

不指定通知書

(略)

(教示)

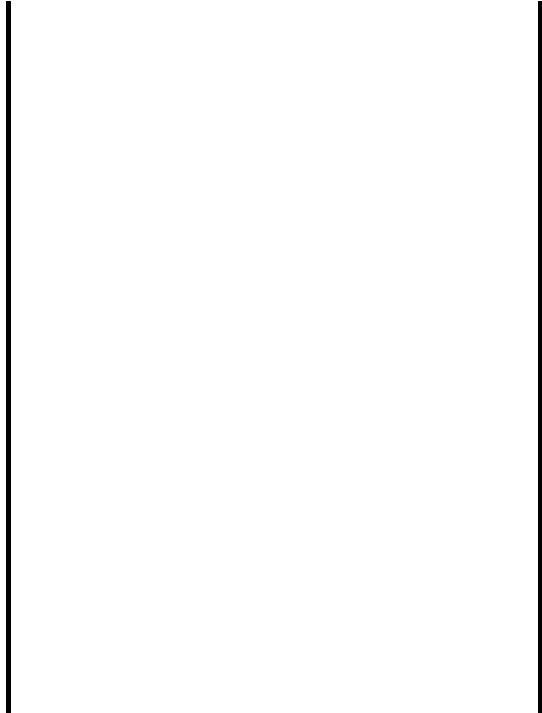
1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第6号（第7条関係）

(略)

不認定通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請

別記様式第6号（第7条関係）

(略)

不認定通知書

(略)

(教示)

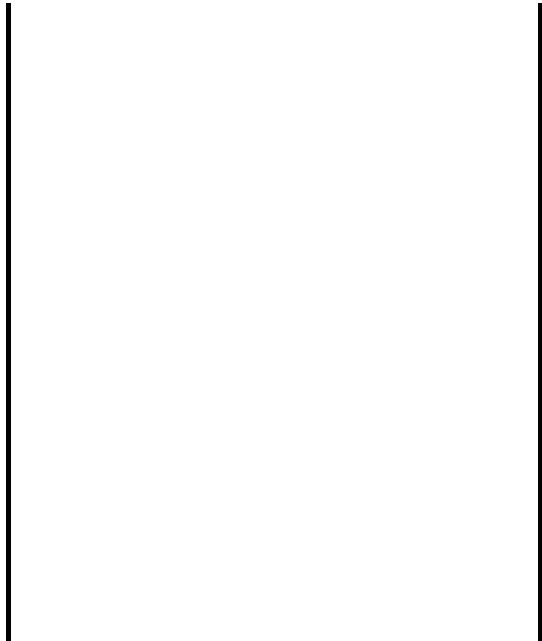
1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第7号（第8条関係）

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起す

別記様式第7号（第8条関係）

(略)

認定取消処分通知書

(略)

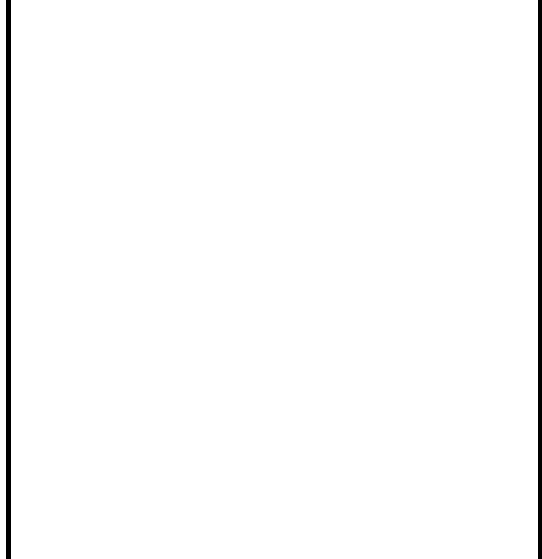
(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ることができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第8号（第9条関係）

(略)

改善命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合

別記様式第8号（第9条関係）

(略)

改善命令書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第9号(第10条関係)

報告徴収書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日か

別記様式第9号(第10条関係)

報告徴収書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ら起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第10号（第11条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができな

別記様式第10号（第11条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

くなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



別記様式第11号(第12条関係)

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記

別記様式第11号(第12条関係)

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) (審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第13号 (第14条関係)

(略)

解嘱通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、

別記様式第13号 (第14条関係)

(略)

解嘱通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則の一部改正)

第12条 行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則(昭和38年新潟県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">行列行進・集団示威運動許可証</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p>(1) <u>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ</u></p>	<p>様式第2号</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">行列行進・集団示威運動許可証</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)</u>この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

ます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記 (1)（審査請求をした場合には (2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記 (1)（審査請求をした場合には (2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 3 号

(略)
行列行進・集団示威運動許可証
(略)
(略)
(教示)
1 <u>審査請求について</u>
<u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u>
<u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u>
<u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u>
2 <u>処分の取消しの訴えについて</u>

様式第 3 号

(略)
行列行進・集団示威運動許可証
(略)
(略)
(教示)
1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、新潟県公安委員会に審査請求をすることができます。</u>
2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から</u>

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号

行列行進・集団示威運動不許可通知書
 (略)
 (教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をす

様式第4号

行列行進・集団示威運動不許可通知書
 (略)
 (教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

<p>ることが認められる場合があります。</p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p>(1) <u>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(2) <u>また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p>(3) <u>ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)</u>この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
---	---

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第13条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前										
<p>別記様式第6の2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">駐車許可証</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>裏面</p>	(略)	(略)	駐車許可証	(略)	(略)	<p>別記様式第6の2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">駐車許可証</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>裏面</p>	(略)	(略)	駐車許可証	(略)	(略)
(略)											
(略)											
駐車許可証											
(略)											
(略)											
(略)											
(略)											
駐車許可証											
(略)											
(略)											

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(教示)

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分のあったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分のあった

ことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第6の4

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合に

別記様式第6の4

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

は(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第6の5

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(略)

別記様式第6の5

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第6の6

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求の

(略)

別記様式第6の6

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第7の6

(略)
安全運転管理者・解任命令書 副安全運転管理者
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は

(略)

別記様式第7の6

(略)
安全運転管理者・解任命令書 副安全運転管理者
(略)
(略)

(教示)

新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1) (審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第7の8

(略)
車両の使用制限書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(略)

別記様式第7の8

(略)
車両の使用制限書
(略)
(略)

(教示)

として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第11

運転免許試験合格決定取消通知書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(略)

別記様式第11

運転免許試験合格決定取消通知書
(略)
(略)

(教示)

として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第11の2

受験停止通知書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(略)

別記様式第11の2

受験停止通知書
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第23

解嘱通知書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1

立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(略)

別記様式第23

解嘱通知書
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

<p>年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p>(1) <u>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(2) <u>また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p>(3) <u>ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>
---	---

(新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第14条 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別記様式第1号（第3条関係）	別記様式第1号（第3条関係）
(略)	(略)
認定に関する通知書	認定に関する通知書
(略)	(略)
(教示)	(教示)
1 審査請求について この処分について不服がある場合は、こ	1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算

の処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号(第4条関係)

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」

別記様式第3号(第4条関係)

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員

といます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第8号(第8条関係)

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

別記様式第8号(第8条関係)

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

の異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第10号（第9条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1

別記様式第10号（第9条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）

年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第12号（第10条関係）

(略)

営業廃止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

別記様式第12号（第10条関係）

(略)

営業廃止命令書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第14号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくな

別記様式第14号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

ります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第16号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をする

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第16号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

ことができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第17号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第21号(第11条関係)

(略)
安全運転管理者・解任命令書
副安全運転管理者
(略)

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第21号(第11条関係)

(略)
安全運転管理者・解任命令書
副安全運転管理者
(略)

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第22号(第11条関係)

(略)

車両の使用制限書

(略)

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第22号(第11条関係)

(略)

車両の使用制限書

(略)

<p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について</p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) <u>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(2) <u>また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p>(3) <u>ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
--	---

(新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部改正)

第15条 新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則(平成18年新潟県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第 1 号 (第 2 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">放置違反金納付命令書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)</u>に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査</u></p>	<p>別記様式第 1 号 (第 2 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">放置違反金納付命令書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)</u>この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第3号 (第4条関係)
(表)

(略)	督促状
(略)	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年

別記様式第3号 (第4条関係)
(表)

(略)	督促状
(略)	

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

<p><u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>(裏)</p>
(略)	(略)

(新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正)

第16条 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則(平成17年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第3号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">登録(更新)申請に関する通知書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p>	<p>別記様式第3号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">登録(更新)申請に関する通知書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第4号（第4条関係）

(略)
 適合命令書
 (略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第4号（第4条関係）

(略)
 適合命令書
 (略)

(教示)

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号（第5条関係）

(略)
登録取消処分通知書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、

別記様式第5号（第5条関係）

(略)
登録取消処分通知書
(略)

(教示)

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第11号（第10条関係）

(略)
駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

別記様式第11号（第10条関係）

(略)
駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第14号（第13条関係）

(略)
 駐車監視員資格者証返納命令書
 (略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は

別記様式第14号（第13条関係）

(略)
 駐車監視員資格者証返納命令書
 (略)

(教示)

新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1) (審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
道路名	区 間	道路名	区 間
(略)		(略)	
一般国道 403号	新潟市江南区泥瀉字上西41番3から新潟市秋葉区古田字裏田郷1169番1まで	一般国道 403号	新潟市秋葉区北上字長沼873番から新潟市秋葉区古田字裏田郷1169番1まで
一般国道 404号	(略)	一般国道 404号	(略)
一般国道 404号	長岡市新産4丁目3番7から長岡市大字日越字原784番3まで		
一般国道 404号	長岡市大宮町字太田241番1から長岡市新産3丁目1番8まで	一般国道 404号	長岡市大宮町字太田241番1から長岡市西津町字前島2632番まで
(略)		(略)	
主要地方道 新潟中央環状線	新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市南区北田中字宮下497番39まで	主要地方道 新潟中央環状線	新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市南区北田中780番25まで
(略)		(略)	
主要地方道 長岡西山線	長岡市大字日越字原1197番1から長岡市大字日越字原784番3まで	主要地方道 長岡西山線	長岡市大字日越字原1197番1から長岡市新産4丁目3番7まで
(略)		(略)	
主要地方道 上越高田インター線	(略)	主要地方道 上越高田インター線	(略)
主要地方道 長岡インター線	長岡市南七日町89番3から長岡市新産1丁目1番8まで、長岡市南七日町89番1から長岡市石動南町8番1まで及び長岡市石動南町50番8から長岡市石動南町8番8まで		
(略)		(略)	
市道上新田 市野坪線	(略)	市道上新田 市野坪線	(略)
(略)		市道エンジ ユ通線	新潟市南区北田中780番17から新潟市南区北田中780番11まで
(略)		(略)	
市道白根2 -352号線	新潟市南区北田中字堀留801番7から新潟市南区北田中字堀留801	市道白根2 -352号線	新潟市南区北田中字堀留801番7から新潟市南区北田中字堀留801

	番9まで		番9まで
市道白根2 -353号線	新潟市南区北田中字堀留780番7 から新潟市南区北田中字堀留780 番11まで		
市道白根2 -354号線	新潟市南区北田中字堀留780番14 から新潟市南区北田中780-29ま で	市道白根2 -354号線	新潟市南区北田中字堀留780番14 から新潟市南区北田中780-29ま で
市道白根2 -356号線	新潟市南区北田中字堀留780番16 から新潟市南区北田中字堀留801 番9まで	市道白根2 -356号線	新潟市南区北田中字堀留780番16 から新潟市南区北田中字堀留801 番9まで
市道白根2 -371号線	(略)	市道白根2 -371号線	(略)
市道白根2 -399号線	新潟市南区北田中字宮下497番12 から新潟市南区西笠巻新田字袖破 2567番まで		
市道白根2 -400号線	新潟市南区北田中字宮下497番15 から新潟市南区北田中字宮下497 番19まで		
市道白根2 -401号線	新潟市南区北田中字宮下497番9 から新潟市南区北田中字宮下497 番15まで		
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
新潟 東警 察署	(略)	新潟市 中央区 女池南 3丁目	新潟市中央区のうち愛 宕1・2・3丁目、上 沼の一部（旧鳥屋野）、 大島、親松（旧太右エ 門新田を除く。）、神道 寺、神道寺1・2・3 丁目、神道寺南1・2 丁目、小張木、小張木 1・2・3丁目、桜木 町、鳥屋野、 <u>鳥屋野南 1・2・3丁目</u> 、鳥屋 野1・2・3・4丁目、 美咲町2丁目、女池、 女池1・2・3・4・ 5・6・7・8丁目、 女池上山1・2・3・ 4・5丁目、女池北1 丁目、女池神明1・2 ・3丁目、女池東1丁 目、女池西1・2丁目、 女池南1・2・3丁目、 和合町1・2・3丁目	新潟 東警 察署	(略)	新潟市 中央区 女池南 3丁目	新潟市中央区のうち愛 宕1・2・3丁目、上 沼の一部（旧鳥屋野）、 大島、親松（旧太右エ 門新田を除く。）、神道 寺、神道寺1・2・3 丁目、神道寺南1・2 丁目、小張木、小張木 1・2・3丁目、桜木 町、鳥屋野、鳥屋野1 ・2・3・4丁目、美 咲町2丁目、女池、女 池1・2・3・4・5 ・6・7・8丁目、女 池上山1・2・3・4 ・5丁目、女池北1丁 目、女池神明1・2・ 3丁目、女池東1丁目、 女池西1・2丁目、女 池南1・2・3丁目、 和合町1・2・3丁目
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
江南 警察 署	(略)	新潟市 江南区 大淵	新潟市江南区のうち江 口、大淵、蔵岡、笹山、 三百地、直り山、西野、 細山、松山 新潟市東区のうち江 口、西野	江南 警察 署	(略)	新潟市 江南区 大淵	新潟市江南区のうち江 口、大淵、蔵岡、笹山、 三百地、直り山、西野、 細山、松山 新潟市東区のうち江 口、西野
	(略)				(略)		
新潟	(略)			新潟	(略)		

北警察署	岡方駐在所	新潟市北區森下	新潟市北區のうち大久保、大瀬柳、大迎、十二、十二前、すみれ野4丁目、太子堂、高森、高森新田、長戸呂、長戸呂新田、灰塚、平林、三ツ屋、森下、山飯野
	(略)		
佐渡西警察署	(略)		
	吉井駐在所	佐渡市三瀬川	佐渡市のうち三瀬川、水渡田、大和、吉井、吉井本郷、 <u>金井新保</u> 、貝塚、安養寺、千種の一部(字西片)
	(略)		
羽茂駐在所	佐渡市羽茂本郷	佐渡市のうち羽茂飯岡、 <u>羽茂大石</u> 、 <u>羽茂大崎</u> 、 <u>羽茂大橋</u> 、 <u>羽茂上山田</u> 、 <u>羽茂亀脇</u> 、 <u>羽茂小泊</u> 、 <u>羽茂三瀬</u> 、 <u>羽茂滝平</u> 、 <u>羽茂本郷</u> 、 <u>羽茂村山</u>	
(略)			
新発田警察署	(略)		
	聖籠交番	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山	聖籠町のうち大字上大谷内、亀塚、三賀、次第浜、諏訪山、大夫、道賀新田、二本松、別條、真野、丸潟、桃山、山倉、大夫興野(東港交番の所管区域を除く。)、蓮野(東港交番の所管区域を除く。)、藤寄(東港交番の所管区域を除く。)、網代浜(東港交番の所管区域を除く。)、蓮潟(東港交番の所管区域を除く。)
村上警察署	(略)		
	猿沢駐在所	村上市猿沢	村上市のうち猿沢、川端、檜原、板屋越、鶴渡路、上野、下中島、寺尾、宮ノ下、関口、黒田、塩野町、小須戸、松岡、早稲田、荒沢、 <u>蘆藪</u> 、大須戸、高根、北大平
	(略)		
(略)			

北警察署	岡方駐在所	新潟市北區森下	新潟市北區のうち大久保、大瀬柳、大迎、十二、十二前、すみれ野4丁目、太子堂、高森、高森新田、長戸呂、長戸呂新田、灰塚、平林、 <u>三ツ谷</u> 、森下、山飯野
	(略)		
佐渡西警察署	(略)		
	吉井駐在所	佐渡市三瀬川	佐渡市のうち三瀬川、水渡田、大和、吉井、吉井本郷、 <u>北新保</u> 、貝塚、安養寺、千種の一部(字西片)
	(略)		
羽茂駐在所	佐渡市羽茂本郷	佐渡市のうち飯岡、大石、 <u>大崎</u> 、 <u>大橋</u> 、 <u>上山田</u> 、 <u>亀脇</u> 、 <u>小泊</u> 、 <u>三瀬</u> 、 <u>滝平</u> 、 <u>羽茂本郷</u> 、 <u>村山</u>	
(略)			
新発田警察署	(略)		
	聖籠交番	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山	聖籠町のうち大字上大谷地、亀塚、三賀、次第浜、諏訪山、大夫、道賀新田、二本松、別條、真野、丸潟、桃山、山倉、大夫興野(東港交番の所管区域を除く。)、蓮野(東港交番の所管区域を除く。)、藤寄(東港交番の所管区域を除く。)、網代浜(東港交番の所管区域を除く。)、蓮潟(東港交番の所管区域を除く。)
村上警察署	(略)		
	猿沢駐在所	村上市猿沢	村上市のうち猿沢、川端、檜原、板屋越、鶴渡路、上野、下中島、寺尾、宮ノ下、関口、黒田、塩野町、小須戸、松岡、早稲田、荒沢、 <u>蘆藪</u> 、大須戸、高根、北大平
	(略)		
(略)			

秋葉警察署	(略)		
	下新駐在所	新潟市秋葉区下新	新潟市秋葉区のうち安部新、安養寺、市新、浦沢、大関、岡田、金屋、北、小口、下条、下新、 <u>新郷屋</u> 、大安寺、田屋、次屋、羽下、東金沢、船越、牧ヶ鼻、六郷
	(略)		
(略)			
新潟南警察署	(略)		
	大通駐在所	新潟市南区大通南1丁目	新潟市南区のうち大通1・2丁目、大通黄金1・2・3・4・5・6・7丁目、大通西、大通南1・2・3・4・ <u>5・6丁目</u> 、上塩俵の一部、北田中の一部、下塩俵(塩俵団地)の一部、鷺ノ木新田の一部
	(略)		
西蒲警察署	(略)		
	西川交番	新潟市西蒲区曾根	新潟市西蒲区のうち卯八郎受(旧西川町)、浦村、大潟、大潟村古新田受、大関、押付、貝柄、貝柄新田、川崎、熊潟新田、桑山、真田、三角野新田、下山、鮎、善光寺、善光寺村受、曾根、天竺堂、中島、西汰上、旗屋、旗屋村受、兵右衛門新田、平野、堀上新田、槇島、升岡、松崎、矢島、與兵衛野新田、 <u>升潟</u>
	(略)		
燕警察署			
	燕駅前交番	(略)	(略)
	(略)		
吉田交番	燕市吉田春日	燕市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄	

秋葉警察署	(略)		
	下新駐在所	新潟市秋葉区下新	新潟市秋葉区のうち安部新、安養寺、市新、浦沢、大関、岡田、金屋、北、小口、下条、下新、 <u>新興野</u> 、大安寺、田屋、次屋、羽下、東金沢、船越、牧ヶ鼻、六郷
	(略)		
(略)			
新潟南警察署	(略)		
	大通駐在所	新潟市南区大通南1丁目	新潟市南区のうち大通1・2丁目、大通黄金1・2・3・4・5・6・7丁目、大通西、大通南1・2・3・4・ <u>5丁目</u> 、上塩俵の一部、北田中の一部、下塩俵(塩俵団地)の一部、鷺ノ木新田の一部
	(略)		
西蒲警察署	(略)		
	西川交番	新潟市西蒲区曾根	新潟市西蒲区のうち卯八郎受(旧西川町)、浦村、大潟、大潟村古新田受、大関、押付、貝柄、貝柄新田、川崎、熊潟新田、桑山、真田、三角野新田、下山、鮎、善光寺、善光寺村受、曾根、天竺堂、中島、西汰上、旗屋、旗屋村受、兵右衛門新田、平野、堀上新田、槇島、升岡、松崎、矢島、與兵衛野新田
	(略)		
燕警察署	署所在地		燕市のうち粟生津、下粟生津、高木、上河原、野本、溝、溝古新、田中新、吉田西太田の一部(一般国道116号の東側の地域)
	燕駅前交番	(略)	(略)
	(略)		
吉田交番	燕市吉田春日	燕市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄	

		町	町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町1・2・3・4丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、吉田本所、吉田鴻巣、吉田本町、吉田吉栄、吉田法花堂、吉田下中野、吉田西太田、吉田浜首、吉田松岡新田、吉田矢作、 <u>粟生津、下粟生津、高木、上河原、野本、溝、溝古新、田中新</u>			町	町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町1・2・3・4丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、吉田本所、吉田鴻巣、吉田本町、吉田吉栄、吉田法花堂、吉田下中野、吉田西太田 (<u>一般国道116号の東側の地域を除く。</u>)、吉田浜首、吉田松岡新田、吉田矢作	
		(略)				(略)		
	(略)					(略)		
長岡警察署	(略)					(略)		
	越路交番	長岡市浦	長岡市のうち来迎寺、朝日、浦、神谷、釜ヶ島、飯島、篠花、越路中沢、越路中島、岩野(通称仲島を除く。)、西野(通称泉島を除く。)、飯塚、沢下条、岩田、不動沢、 <u>飯島善兵衛古新田</u>			越路交番	長岡市浦	長岡市のうち来迎寺、朝日、浦、神谷、釜ヶ島、飯島、篠花、越路中沢、越路中島、岩野(通称仲島を除く。)、西野(通称泉島を除く。)、飯塚、沢下条、岩田、不動沢、 <u>飯島善兵衛古新田</u>
	(略)					(略)		
長岡警察署	亀貝町駐在所	長岡市亀貝町	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保1・2・4丁目、富島町、小曾根町、永田町、新保町、 <u>新保6丁目</u> 、堀金町、永田1・2・3・4丁目、宮下町			亀貝町駐在所	長岡市亀貝町	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保1・2・4丁目、富島町、小曾根町、永田町、新保町、堀金町、永田1・2・3・4丁目、宮下町
	(略)					(略)		
	(略)					(略)		
十日町警察署	十日町駅前交番	<u>十日町市旭町</u>	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、			十日町駅前交番	<u>十日町市丑</u>	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、

申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ツ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)、高田町1・2・3丁目、丸山町、稲荷町1・2・3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町、本町1丁目上、本町西1丁目、袋町東、袋町中、袋町西、栄町、昭和町1・2・3・4丁目、本町1丁目下、本町東1丁目、本町2・3・4・5丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口樋口町、水野町、若宮町、西本町2・3丁目、西寺町、七軒町、泉町、加賀糸屋町、駅通り、西浦町東、旭町、西浦町西、稲荷町3丁目東、田中町東、田中町西、田中町本通り、上川町、

申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ツ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)、高田町1・2・3丁目、丸山町、稲荷町1・2・3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町、本町1丁目上、本町西1丁目、袋町東、袋町中、袋町西、栄町、昭和町1・2・3・4丁目、本町1丁目下、本町東1丁目、本町2・3・4・5丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口樋口町、水野町、若宮町、西本町2・3丁目、西寺町、七軒町、泉町、加賀糸屋町、駅通り、西浦町東、旭町、西浦町西、稲荷町3丁目東、田中町東、田中町西、田中町本通り

			田川町1・2・3丁目、 学校町1・2丁目、川 原町				
	(略)				(略)		
柏崎 警察 署	柏崎駅 前交番	柏崎市 駅前1 丁目	柏崎市のうち東本町1 丁目、西本町1・2・ 3丁目、駅前1・2丁 目、新橋、鏡町、錦町、 日石町、柳橋町、幸町、 宝町、田中、大久保1 ・2丁目、若葉町、剣 野町、城東1・2丁目、 元城町、宮場町、関町、 米山台1・2・3・4 丁目、米山台東、東港 町、西港町、三島町、 穂波町、緑町、赤坂町、 中浜1・2丁目、番神 1・2丁目、寿町、南 光町、常盤台、三島西、 大字劔野、枇杷島	柏崎 警察 署	柏崎駅 前交番	柏崎市 駅前1 丁目	柏崎市のうち東本町1 丁目、西本町1・2・ 3丁目、駅前1・2丁 目、新橋、鏡町、錦町、 日石町、柳橋町、幸町、 宝町、田中、大久保1 ・2丁目、若葉町、剣 野町、城東1・2丁目、 元城町、宮場町、関町、 米山台1・2・3・4 丁目、米山台東、東港 町、西港町、三島町、 穂波町、緑町、赤坂町、 中浜1・2丁目、番神 1・2丁目、寿町、南 光町、常盤台、三島西、 大字劔野、枇杷島
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
妙高 警察 署	(略)		妙高市のうち大字上堀 之内、除戸、下濁川、 巻淵、大貝、上濁川、 和屋、中横山、大下、 木成、小濁、上馬場、 上小沢、大濁、坪山、 小局、東菅沼、猿橋、 長沢原、長沢、東関、 楡島、上平丸、下平丸、 大沢新田、小原新田、 大原新田	妙高 警察 署	(略)		妙高市のうち大字上堀 之内、除戸、下濁川、 巻淵、大貝、上濁川、 和屋、中横山、大下、 木成、小濁、上馬場、 上小沢、大濁、坪山、 小局、東菅沼、猿橋、 長沢原、長沢、東関、 楡島、上平丸、下平丸、 大沢新田、小原新田、 大原新田
	(略)				(略)		

附 則

この規則中別表燕警察署の部の改正は平成28年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。

正 誤

平成28年1月26日付け新潟県告示第127号（土砂災害警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
9	左	5	山谷沢地区	太田川地区

平成28年1月26日付け新潟県告示第128号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
11	左	4	山谷沢地区	太田川地区